

人種差別撤廃委員会 (CERD)

96セッション (2018年8月6日 - 30日)

日本

第10回・第11回日本政府報告書に関する

NGO レポート

2018年7月14日

人種差別に反対する NGO 日本連合

Japan NGO Coalition against Racial Discrimination (JNCRD)

東京都中央区銀座 3-13-4 真光ビル 4F-B 〒104-0061 日本

TEL & FAX: +81 5031530391

Email: JapanNetwork1@gmail.com

JCNRD について:

人種差別に反対する日本 NGO 連合 (JNC) は、日本における人種差別問題と外国における日本人への人権侵害問題について取り組む市民団体の集まりです。

JNCRD メンバー団体:

- ◆ 不当な日本批判を正す学者の会
- ◆ 慰安婦問題の意見書を見直す市民の会
- ◆ 自治基本条例に反対する市民の会
- ◆ ねつ造慰安婦問題 草の根の会
- ◆ 愛国女性をつどい花時計
- ◆ 日本の先住民と少数民族の権利を考える会
- ◆ 「真実の種」を育てる会
- ◆ 外国人参政権に反対する市民の会
- ◆ 捏造慰安婦問題を糾す日本有志の会
- ◆ なでしこアクション
- ◆ 捏造 日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす北海道の会
- ◆ 日本沖縄政策研究フォーラム
- ◆ 政治的権利について研究する会
- ◆ 表現の自由勉強会
- ◆ 史実を世界に発信する会
- ◆ そよ風
- ◆ 慰安婦の真実国民運動
- ◆ 学校教育について考える会
- ◆ トロント正論の会
- ◆ 純日本人会
- ◆ 生き証人プロジェクト

目次

序文	-----	4
1. 琉球 / 沖縄の状況	-----	6
2. アイヌの人々の状況	-----	9
3. 朝鮮学校の状況	-----	14
4. ヘイトスピーチ解消法	-----	17
5. 外国人の政治的権利と地方参政権	-----	22
6. 反日の事例：日本政府の外交失策がもたらした被害	-----	25
7. 慰安婦とクマラスワミ報告	-----	30
付属書	-----	34

序文

日本が国際場で人種差別撤廃提案をしてから 100 周年に近づいているこの時期に、国連人種差別撤廃委員会（CERD）の対日審査が開かれることは非常に好運である。日本政府は、1919 年 2 月 13 日、ヴェルサイユで開催されたパリ講和会議の国際連盟規約を草案する委員会において、人種差別撤廃が、明確に規約に盛り込まれるべきであると、最初に主張した。最終的には、同年 4 月 11 日、日本の提案は委員会の投票に掛けられ、「11 対 5」という圧倒的多数の支持を得た。しかしながら、同委員会議長を務めていたアメリカ合衆国大統領ウッドロー・ウィルソンは不公正にも介入し、委員会における多数決の決定を却下してしまった。ウィルソンは、こうした重要な問題は全会一致でなければならないと主張した。

さらに、米国連邦議会は、1924 年、日本を狙い撃ちにした「絶対的排日移民法」（ジョンソン＝リード法）を成立させた。この法律の成立には、新渡戸稲造、内村鑑三、芦田均などといった大変な親米派の日本の知識人たちでさえも、憤りを露わにした。この法律は、特定の民族を狙い撃ちした全く弁明の余地のない人種差別的措置であることから、彼らは、以後、アメリカには 2 度と行かないと声明したほどである。

日本は、非白人国家として、19 世紀中に国家の近代化と工業化を成し遂げた唯一の国だったことから、長年、欧米諸国からの人種差別に大変苦しめられた。日本が、日清戦争（1894～1895 年）に勝利した直後の 19 世紀末から、早くもヨーロッパでいわゆる「黄禍（こうか）論」が出現した。また、日本は、欧米諸国との間の不平等条約の改定にも非常に長い年月を必要とした。

これらの日本人に対する差別感情が、究極的には、日米戦争（1941～1945 年）へとつながっていった。人種差別は、明らかに第 2 次世界大戦の大きな原因の一つとなった。戦時中、日本は、合計 7 カ国のアジア諸国の首脳を東京に招集して、大東亜会議を開催し、1943 年 11 月 6 日、人種差別の撤廃を盛り込んだ共同宣言「大東亜宣言」を発表した。これは、1941 年 8 月 14 日の米英両国による「大西洋宣言」とは、全く性格の異なるものであった。なぜならば、「大西洋宣言」には、「大東亜宣言」とは異なり。人種平等の考えは、全く盛り込まれていなかったからである。

日本は、長年にわたり人種差別の最大の被害者だったことから、日本が人種差別撤廃運動の先駆者になったことは至極当然のことであった。第 2 次世界大戦後、日本は、人種差

別撤廃運動のリーダーとして機能してきた。

パリ講和会議で日本が人種差別撤廃提案をしてからちょうど 50 年後の 1969 年、ようやく国際人種差別撤廃条約（ICERD）が発効した。その後長い時を経て、2018 年 8 月、第 96 回人種差別撤廃委員会（CERD）が、ジュネーヴの国連で開催されることは誠に喜ばしい限りである。日本は、人種差別撤廃運動のリーダーとして、またパイオニアとして、今後とも、国際社会で大いなる貢献をしていくものと信じる次第である。

「不当な日本批判を正す学者の会」（AACGCJ）

1. 琉球 / 沖縄の状況

(1) 関連する委員会勧告と日本政府報告

- 最終見解書(CERD/C/JPN/CO/7-9)のパラグラフ 21
- 日本政府報告書(CERD/C/JPN/10-11)のパラグラフ 34,35,36

(2) 主要点

最終見解書(CERD/C/JPN/CO/7-9)のパラグラフ 21 の勧告の撤回を要求する

(3) 背景 撤回を求める理由

(a) 沖縄県民は自らを日本人だと認識しており、沖縄県民は先住民族としての自己認識を持っていない。

<根拠>

- i. 石垣市の勧告撤回を求める意見書 (付属書 1)
- ii. 豊見城市勧告撤回を求める意見書 (付属書 2)
- iii. 沖縄県選出衆議院議員宮崎政久氏の撤回要求質疑(付属書 3)
- iv. 沖縄で琉球独立を公約に掲げて当選した政治家はいない。過去全員落選している。
- v. 沖縄県に琉球民族総合独立学会という団体があるが、会員数は数百人である。独立願望はごく一部の人たちである。
- vi. 琉球独立論のルーツは、1950年代の蒋介石の琉球独立工作にあり、沖縄の歴史を捻じ曲げて伝え、それを信じたごく一部の人たちが琉球独立論者となった。

(b) 国会でも自治体の議会でも沖縄県民が日本人なのか先住民族なのか議論されたこともなく、先住民族としての権利を要求する声が議会にあがったこともない。

<根拠>

- i. 沖縄県議会翁長知事の発言(付属書 4)

(c) 沖縄県で使っている「沖縄の自己決定権」という英単語は、英訳した時に、「self-determination」と誤訳されている。国連でスピーチした翁長知事も民族の自決権という意味で使っていないと答弁している。

<根拠>

i. 沖縄県議会翁長知事の発言(付属書 5)

(d) 国連人権理事会に沖縄県民を先住民族だとの勧告を求めてきた NGO 団体の主張は沖縄県民の思いを代弁していない。逆に捏造している。

(e) 日本人である沖縄県民に先住民族勧告をだすことは、沖縄県民に対する差別であり、人権侵害であり、委員会の存在意義に反する。

(f) 沖縄の言語は日本の方言であり日本語の一部である。沖縄は日本で最も伝統芸能が盛んな地域で、琉球民謡や琉球舞踊がしっかり継承されており、同時に方言も継承されているので絶滅する可能性は無い。日常会話の言語ではなく、東京の歌舞伎や能と同じように、伝統芸能として継承されていく。

(g) 沖縄の方言は島ごと、地域ごとに異なる。同じ学区でも少しずつ異なり学校で教えるためには方言の標準語をつくらなければならないという矛盾が生じる。つまり、学校での方言教育は不可能。また、方言を覚えたとしても、地元以外では方言が異なるので、県内でも別の地域の人と話す場合は、標準語で会話することになり実用性は皆無である。沖縄県の中学生、高校生の学力は全国でも低い位置にあるので、方言の教育より英会話など他の時間に使うべき。

(h) 現在の琉球列島に住む人々の核ゲノムDNAを解析した結果、遺伝的に琉球列島の人々は台湾や大陸の人々とつながりがなく、日本本土により近いという研究結果がでている。

<根拠>

i. 現代沖縄人DNAの遺伝系統「日本本土に近い」

琉球新報 2014年9月17日(付属書6)

(4) 結論

(a) 沖縄県民は日本人として生まれ、日本語の教育を受け、日本人として生きてきました。上述したように、先住民族との認識をもっておらず、県内では、その権利を求める声も運動を耳にしたこともありません。また、勧告の存在も長い間誰も知らず、県民にはそれを理解させることも説明することも難しいぐらい、非常識なことなのです。しかし、時間をかけて運動をした結果、県内で撤回の声をあげることができ、理解してくれる議員が現れ

た結果、やっとなら複数市の市議会で意見書が可決することができたのです。それは、本来必要のない無駄な仕事です。

(b) 日本人である沖縄県民に先住民族勧告をだすことは、国際社会に誤解を与え、沖縄県民に対する無用な差別や人権侵害を生み出すこととなります。それは、委員会の存在意義に反します。早急に撤回すると同時に、同じ過ちを繰り返さないように、何故、誤認識したのか原因を調査し、再発防止策を講じるようお願い致します。

レポート担当「日本沖縄政策研究フォーラム」

付属書

1. 石垣市『国連の「沖縄県民は先住民族」とする勧告の撤回を求める意見書』 - 35
2. 豊見城市『国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書』 ----- 36
3. 衆議院議員 宮崎政久（内閣委員会）2016年4月27日 ----- 38
4. 沖縄県議会翁長知事の発言① ----- 42
5. 沖縄県議会翁長知事の発言② ----- 45
6. 『現代沖縄人DNAの遺伝系統「日本本土に近い」』
琉球新報 2014年9月17日 ----- 48

2. アイヌの人々の状況

(1) 関連する委員会勧告と日本政府報告

- 最終見解書(CERD/C/JPN/CO/7-9)のパラグラフ 20,24
- 日本政府報告書(CERD/C/JPN/10-11)のパラグラフ 17-33 と 201-222

(2) 主要点

(a) 日本におけるアイヌ民族は他の国における先住民族とは違う。これは日本政府も公式に見解としている。それは明治時代、日本政府が蝦夷地に居住していたアイヌの土地や権利等を奪ったという歴史はなく、逆に「北海道旧土人保護法」という法をアイヌの方々からの要請をうけ国会で制定し彼らの権利を守った経緯からも明らかである。

(b) 国連には NGO からアイヌ民族の権利を求めるレポートが提出されているが、それに書かれている内容には明らかな事実誤認があるため、そのレポートに書かれた内容を検証しながら日本におけるアイヌ民族の実態をお伝えしたい。

(3) 背景

(a) アイヌの先住性について

平成二十年六月六日衆参両院において“アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議”が採択されたが、歴史のおよび科学的事実を鑑み日本政府は「国連でいうところの先住民族ではない」としている。しかし、さもアイヌ民族を国連のいう先住民族であるかのように議論し、国連の「先住民族の権利に関する宣言」に沿って議論している点は非常に問題がある。以下、事実を列挙しアイヌの先住性が他の国の先住民族とは違うのかを明示する。

- アイヌが北海道に渡ってきたのは 13 世紀以降であり、それ以前の北海道には縄文→続縄文化期（～6 世紀）、擦文文化・オホーツク文化の混在期（7～13 世紀）であった。
- アイヌは 13 世紀以降、東シベリア→樺太→北海道という経路で縄文人の血を引く擦文文化人や先に大陸から渡って来たオホーツク文化人を駆逐して北海道に定住したものである。
- 擦文文化人の遺跡からは鉄の製造を行う“たたら”や奥州藤原氏が仏教布教のために用いたとされる常滑焼壺（現在の愛知県常滑市付近で生産）が出土し、アイヌ渡来以前、すでに本州と盛んに交流していたことが明らかになってい

る。

- iv. アイヌ定住以前に道南や日高地方沿岸部は和人が定住もしくは日本文化が浸透し、函館市の船霊神社（創立一一三五年）をはじめ七、八百年以上の歴史をもつ神社が複数あり、創立二、三百年つまり江戸期以前のは多くある。
- v. コシャマインの乱（一四五七年）を平定した武田信広が上之国に築城した「勝山館」で、和人とアイヌの大規模な混住が証明されている。
- vi. アイヌは遺跡から出た古い人骨のミトコンドリア DNA 分析では、早くとも11世紀後半に樺太方面からオホーツク文化人を滅ぼす形で北海道に渡ってきたことが明らかになっている。
- vii. アイヌと沖縄住民が最も縄文人に近いという結果が出たことを以て、アイヌの先住性が証明されたとの主張があるが、これは以下の歴史的事実を無視した誤った結論である。

(b) 時代背景とアイヌ政策について

人種差別撤廃委員会 85 会期提出 NGO レポートには「日本政府は、明治維新以後、アイヌ民族の土地を侵略し、征服し、支配してきた」との記述があるがこれは明らかな事実誤認である。

明治以前、北海道を支配してきたのは松前藩であったが明治維新直前は江戸幕府が北海道を直轄地とした。松前藩の支配時代はアイヌに対してアイヌ語のみの使用を認め和語を話すことを禁止し、また文字の無いアイヌに対して和語の文字を学ぶこと及び使用することを禁止した。松前藩は言語ばかりではなく服装・髪型・履物にいたるまで和風の習慣をアイヌがまねることを禁止した。即ち松前藩はアイヌ民族を差別し和人と同じ振る舞いをすることを禁止した為に、言語をはじめとするアイヌ文化は保護された。

その後北海道が江戸幕府の直轄地になり上記の禁止が解かれると、アイヌたちは和語を覚え、読み書きを学ぶものも出て、徐々に和風の習慣を身につける者もでてきた。即ちアイヌ民族は和人の振る舞いを禁止させていたことに不満であったが、江戸幕府により禁止令が解かれると自らが日本文化を選択したと解するべきである。

また、松前藩統治時代、アイヌは和人との交易により多大な富を得た。厳しい身分制度（奴隷は酋長間で売買された）のアイヌ社会では酋長とその一族に富が集中し、数十人もの妾を持つ大富豪（酋長）まで出現した。その結果、若い男女の結婚の機会は奪われ、アイヌ人口減少の原因にすらなった。幕末に北海道を直轄した江戸幕府は酋長が多くの女を独占するこの妾（実際には金品で売買される女奴隷）制度こそがアイヌ人口減少の第一の要因として、酋長の妾を三人までに制限することにしたほどだった。この事実からも、多くのアイヌたちを支配したのは、アイヌ社会のヒエラルキーの頂点であった各地の部族の酋長であり、松前藩や江戸幕府さらには明治政府がアイヌを支配したというのは当たらない。

松前藩・江戸幕府・初期の明治政府はこの奴隷制度も含めたアイヌの社会制度を尊重し、彼らの代表である酋長と交渉した。そのため戦後になるまでアイヌ社会内部の酋長とその一族と、一般アイヌの間の貧富の格差は大きなものであった。

このように明治以前は一部の酋長とその一族により利益が独占され多くのアイヌの方々は貧しい生活を強いられていた。そこで明治政府は文明から取り残されたアイヌの方々の教育水準や生活水準を向上させる為に「北海道旧土人保護法」を制定した。同法制定に関してはアイヌの方々がその制定を望み、国に要請活動をしたのである。

(c) アイヌの植民地支配

人種差別撤廃委員会 85 会期提出 NGO レポートには「アイヌの土地を奪い強制的に国民国家に組み入れ植民地支配をした」との記述もあるがこれも嘘である。

北海道旧土人保護法によってアイヌに与えられた土地は一人当たり約 5 ha であり、和人对するそれは 3.5ha であり、アイヌは優遇されていた。しかしアイヌ一人一人に与えられていたはずの土地を共有地として酋長とその一族が一括管理し、これを和人の小作人に貸与してその収益を独占し、本来の地主である個々のアイヌには僅かな金額しか渡されなかった。またこうした土地を実際に開墾したのは和人の小作人であった。

つまりアイヌの酋長は積極的に明治政府の協力し一族の繁栄をはかったもので、こうした不公正は戦後の農地解放まで続いていた。

(d) アイヌ民族に対する文化の禁止について

人種差別撤廃委員会提出 NGO レポートの「アイヌ語を禁止し、宗教を禁止し、すべての風俗習慣を陋習として禁止した。生業も禁止し農耕を強制した」との記述も誤りである。

明治政府はアイヌ語を禁止してはおらず、先にも記述したが江戸幕府の直轄・明治政府になってアイヌが日本語を話したり読み書きを覚えること、和風の風俗に改めることを許可するとアイヌの一部は自ら進んで習俗を改めたのである。江戸時代には多くのアイヌが浄土宗を信仰していたことが知られており、当時北海道において一番大きなアイヌ部族であった平取地区のアイヌの方々は「義経神社」を信仰の対象にし和服を着て参拝をしていたことは、明治初期の書籍にもしっかり記述をされている。

明治時代には教育を受け裕福になった若いアイヌは、まだ和服が一般であった札幌市内を当時としては高級であった洋装姿で歩いていたことも当時の資料からわかる。また現在アイヌ文化とされている「シシャモ祭り」は北海道大学の犬飼哲夫教授が復活させたものであり、有名な阿寒湖の「マリモ祭り」なども戦後観光のために和人が企画した祭りである。また、「熊の木彫り」もアイヌ文化ではなく観光業の振興策で北海道でおこなれていたものに過ぎない。

明治政府が新たに禁止したアイヌの風俗習慣は、女子の顔や腕に加えられ刺青だけである。

(e) アイヌ民族は差別されたのか

明治政府はアイヌの方々の生活水準や教育水準を上げようとしていたのは「北海道旧土人保護法」制定に係る国会審議の議事録からも明らかである。アイヌ民族の方々は和人よりも明らかに保護をされており、権利に制限をかけられた事案もいくつかあるがそれには妥当な理由があった。

例えば、アイヌ民族は川での鮭の漁網を与えられたが、結果として河口でのサケの乱獲がおこり遡上するサケが減少し上流に住むアイヌが困窮してしまったためサケの漁獲を制限された。また、アイヌ独自の毒矢による狩猟で犠牲者が後を絶たないため、これを禁止し代わりに鉄砲を与え猟をさせた。当時中国での鹿角の需要が高まり鹿が乱獲され鹿が枯渴したため和人の狩猟を禁止し、アイヌにのみ鉄砲による猟を許可され二人のアイヌが巨万の富をきづいたことが当時の箱館新聞にも紹介をされている。

また農業においてもアイヌの土地を開墾し農業を営んだのは和人の小作人である和人であった。アイヌたちは「広大な農地を所有する不在地主」として働かずに優雅に暮らしていた。こうした生活を打ち壊したのは、戦後マッカーサによって行われた農地解放で、不在地主であるアイヌは土地を奪われ生活に困窮することになった事実を見逃すことはできない。

(f) アイヌ民族に権利の侵害について

人種差別撤廃委員会 85 会期提出 NGO レポートの「アイヌ民族の権利を侵害したのは日本国であり、北海道庁である」との記述も誤りである。

確かに松前藩はアイヌ民族を差別していたが、アイヌ社会における一握りの酋長により虐げられていた多くのアイヌを救ったのは江戸幕府でありその後の明治政府であった。特に金品で売買される妾（チハンケマチ）や下僕（ウタレ）というアイヌ社会独特の奴隷制度を禁止した日本国・北海道庁のアイヌ人権擁護に対する貢献は大きいと言わざるえない。

(4) 結論

(a) 以上のことから「人種差別撤廃委員会提出 NGO レポート」に書かれてあるアイヌに関する記述が如何にでたらめであるかが解っていただけたかと思う。アイヌ民族は決して日本国や明治政府に虐げられてはおらず、逆に保護・優遇されていたのである。この点に関しても、明治初期に北海道を訪れたイザベラ・バードが「明治政府がアメリカにおけるインディアンとは全く違う紳士的な対応をしている」ことを著書“Unbeaten Tracks in Japan”(*1)で明言をしており、北海道旧土人保護法の国会審議の議事録からも、明治政府が「アイヌの方々」を保護しようとしていたのは明白である。

(b) 戦後、アイヌの団体の代表者3名がGHQから「アイヌ民族は独立するのか？」と問われ「いいえ。我々は今までもこれからも日本人である」と答えていることが北海道アイヌ協会発行の記念誌に書かれてある。この史実からも国連に提出されている人種差別撤廃委員会提出 NGO レポートのアイヌ部分の主張はでたらめな内容で、有りもしない権利を主張するための代物であると言わざるを得ない。

レポート担当 「日本の先住民と少数民族の権利を考える会」

註：

(*1) イザベラ・バード (1831-1904) 英国人 探検家、作家、写真家

“Unbeaten Tracks in Japan” first published in English in 1881 by G. P. Putnam's Sons

3. 朝鮮学校の状況

(1) 関連する委員会勧告と日本政府報告

- 最終見解書(CERD/C/JPN/CO/7-9)のパラグラフ 19
- 日本政府報告書(CERD/C/JPN/10-11)のパラグラフ 170～175

(2) 主要点

- (a) 日本は、朝鮮学校に差別的な待遇は取っていない。
- (b) 日本は、憲法および教育基本法など関係法令に従い、すべて国民は等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、また教育上差別されないものとして教育の機会均等を定めている。これを基本として、我が国に在留する外国人についても、義務教育の機会などが日本人と同様に保障されている。
- (c) 委員会勧告は朝鮮学校に対する補助金支給など公金支出を求めているが、そのためには関係法令による認可や一定の教育水準を満たす必要がある。

(3) 背景

日本の義務教育制度は、憲法、教育基本法、学校教育法の定めによって、日本国民の義務として、15歳までの最長9年間は一定の水準を満たした学校に就学させなければならないことを求めている。

日本の憲法には「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」(日本国憲法第89条)とある。

朝鮮学校はこれらの定義に則った「学校」ではないため、公金支出は違憲・違法な行為にあたる。公金を支出するためには、朝鮮学校が教育基本法および学校教育法などを遵守し、一定の教育内容を維持し、それぞれの認可を受ける必要がある。これらの手続きが人種や民族、門地によって差別されることはない。現に東京韓国学校や東京中華学校といった民族学校、インターナショナルスクールも通常の私立学校と同様の認可を受けている。

日本の教育カリキュラムは全国的に一定の教育水準を確保するとともに、教育機会の均等を保障するため、法律に基づきその程度、目標や最低限教えるべき教育内容を定めているが、朝鮮学校はこれを満たしていない。日本の教育制度は、家族愛の観点を通して重大な人権侵害問題である北朝鮮による日本人拉致問題を取り上げることなどを求めているが、朝鮮学校ではこれらに応じ

ていない。これらのことは政治上の問題ではなく教育上の問題である。

さらに、朝鮮総連は納税者の理解を得難い言動を発信していることも公金を支出するにあたっては大きな障壁になりかねない。「大学(朝鮮大学校)内で米日帝国主義を壊滅できる力をより一層徹底的に整える」「米国の孤立圧殺を展開中だ。金正恩元帥さまを最高尊厳として推戴し、民族教育事業の革新を引き起こすため総決起しろ」と表明するなどおよそ日本国民の支持や理解を得られない主張を繰り返している(産経新聞平成 29 年 9 月 20 日)。これらの言動は極めて政治的挑発である。

朝鮮学校がこれらの問題を解決させることができれば公金支出は制度上可能であり、日本政府が在日韓国・朝鮮人を差別的に扱っているというような言動は事実と反する。公的な扶助による教育を受ける機会は国籍に問わず与えられており、公教育の制度において何ら民族的な偏見など存在していない。

また、日本政府による通知文書「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」(平成 28 年 3 月 29 日付文部科学大臣名)が発せられており、「朝鮮学校に関しては、我が国政府としては、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているもの」であると、この通知では「朝鮮総連下部組織としての朝鮮学校」について問題視している。

日本では、在日韓国・朝鮮人のみならず在日外国人の児童生徒に対する施策としては、文部科学省が「国際化の進展等に伴い、我が国の義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備する」よう通知を出すなど措置も取られているほか、地方自治体レベルで日本語指導員や日本語支援員などを配置し、外国人児童生徒の受け入れ体制の整備、日本語の指導のみならず生活習慣なども指導するなどし、関係機関との連携、社会との障壁解消を図っている。

さらに現行の地方自治体レベルで行われている補助金の支給に対しても大きな疑念がある。補助金が保護者や生徒児童たちの手に渡っていないのではないかという点である。実際に神奈川県では、平成 26(西暦 2014)年度の補助金を児童生徒保護者に直接支給していたが、支給された現金を朝鮮総連下部組織が保護者たちから一軒一軒回収していたという事件が発覚している。これは本来の児童生徒保護者に対する補助金の趣旨・目的と反する行為であり、公金の取扱いとして非難されるべき振る舞いである。どんな用途であれ納税者の公金を支出するためには公正厳格な運営がされるべきであり、その責任能力を有していない組織が運営を行っていることを指摘せざるを得ない。

北朝鮮当局が国家権力で決定した方針により、国家社会の広範囲に及んで「人道に対する罪」が行われていることは「朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する国連調査委員会」の報告書によって既に明らかにされていることを最後に付記しなければならない。その首謀者ともいべき金日成、金正日の肖像画や、その支配を絶対化した神話的思想に端を発する教育手法に対して

も疑問が投げかけられる。むしろ「民族教育がいかなる形であるべきか」という議論は、朝鮮民族自らによって自立的に決定すべきものではあるが、北朝鮮の人権状況を鑑みれば留保すべき問題である。

(4) 結論

- (a) 日本においては、ヨーロッパやアジア各国はじめ様々なインターナショナルスクールや民族学校があり、民族教育そのものは否定されない。また、現に水準を満たした中国や韓国など民族学校もある。
- (b) 韓国・朝鮮籍など外国人生徒児童に対する日本語指導なども、政府と自治体が無償で提供する義務教育に含まれているため、民族学校を運営する場合、自主的な財政運営を求めることになる。
- (c) 文部科学省が求める教育レベルを提供できない朝鮮学校に公金を支出することはできない。違法な財政支援を行ってはならないため、「朝鮮学校に対する補助金の提供の再開あるいは維持を要請することを奨励する」委員会勧告を撤回すべきである。

レポート担当「学校教育を考える会」

4. ヘイトスピーチ解消法について

(1) 関連する人種差別撤廃条約

- ICERD の第 1 条 1 項と第 5 条

(2) 主要点

- (a) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(*1) (以下、ヘイトスピーチ解消法と称す) は、日本国民を差別する法律であり、人種差別撤廃条約に違反する。
- (b) ヘイトスピーチ解消法は、思想・表現の自由を抑圧し、全体主義を招き入れる。
- (c) ヘイトスピーチ解消法が施行されて以来、日本人に対するヘイトスピーチは増加し、言論の自由は逼迫してきている。
- (d) ヘイトスピーチを解消する施策とは、慰安婦問題などの歴史捏造の停止、在日特権の廃止、ヘイトスピーチ解消法の廃止である。

(3) 背景

(a) 人種差別撤廃条約に違反する日本人差別法の成立

2016 年 5 月 24 日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」という奇妙な名前の法律が、衆院本会議で可決、成立した。「不当な差別的言動」とは所謂ヘイトスピーチのことを指しており、この法律はヘイトスピーチ解消法と呼びならわされている。

この法律は、日本人を差別する理念で満ち溢れており、人種差別撤廃条約に違反する。日本人差別の理念は、「本邦外出身者に対する (傍線部は引用者、以下同じ) 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」という名称自体に現れている。こういう法律を作る場合、通常ならば「人種等を理由にした不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」という名前の法律をつくるものである。

しかし、「人種等を理由にした」部分が「本邦外出身者に対する」に変えられている。普通は当然、あらゆる人に対して、日本なら日本の中に住んでいる人たち、あらゆる人たちに対する「不当な差別的言動を問題にする法律」をつくるものである。そういう法律を作るのが、人種差別撤廃条約の考え方のはずである。ところが、この法律は、名称から分

かるように、本邦外出身者即ち外国人に対するヘイトスピーチだけを問題にして、日本人に対するヘイトスピーチは野放しにするものである。つまり、この法律は、日本人に対するヘイトスピーチにお墨付きを与えた日本人差別法なのである。

日本人差別性が一番現れているのが第3条である。

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するようつとめなければならない。

「国民は」の箇所は、普通の国では、「何人も」というふうに規定する。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」というところは、「人種等を理由にする不当な差別的言動」というふうを書く。第3条は、「国民は」と書いているから、国民にだけ義務を課すものである。日本居住の外国人には義務を課さない。

なぜ、こんな規定となるかという、日本国民を潜在的な差別者というふうに捉えるからである。差別者は日本人だけであるという考え方である。外国人が日本人を差別するというふうには、捉えない。実際には、特に朝鮮総連を中心とした在日韓国・朝鮮人は、反日日本人と組んで、慰安婦問題や「朝鮮人強制連行」問題を捏造し日本人を差別してきたわけだが、こういう捏造行為をヘイトスピーチや差別とは捉えようとしない。

さらに言えば、戦後の日本では、日本人が一番日本国内でトップに位置しているわけではない。ある意味で、アメリカ人を筆頭にして、韓国人や中国人、特に韓国人も、日本人の上位に位置してきた。しかし、あからさまにそういうことを規定した法律は、今までなかった。今回、明確に、日本人というのは潜在的に差別者であり、悪者であると規定したわけである。この法律は、日本人は悪で外国人は善なるものであるという形で、外国人を日本人の上位に正式に設定した。法律上ある意味、日本人は被差別民族になったのである。

それゆえ、名称自体と第3条から、この法律は日本人差別法であると言える。明らかに、人種差別撤廃条約に違反した法律である。

更に差別性について言うならば、この法律は、日本人の上に位置する外国人の中では、在日韓国朝鮮人を厚遇し、白人、特にアメリカ人を差別するものである。審議過程で、「アメリカ人は帰れ」は許されるが、「韓国・朝鮮人は帰れ」は許されないということになったからである。

(b) 表現の自由を抑圧し、全体主義を招き寄せる

また、この法律は、自由民主主義社会にとって最も大事にすべき思想・表現の自由を著しく抑圧する危険性をもつ。ヘイトスピーチ問題は精神の問題、心の問題であり、ヘイトスピーチに対する規制は、道徳や良心によって行うべきものである。法律が精神や心の問題にまで立ち入らないのが、自由民主主義の社会の鉄則である。心の問題にまで立ち入る

法律ができれば、共産主義やファシズムと同じ全体主義国家になっていく危険が一举に高まっていくことになる。ちなみに、ヘイトスピーチ規制法を作れと日本政府に勧告せよと国連に働きかけてきた日本人たちは、中国や北朝鮮の共産主義又は全体主義国家が大好きな人たちである。彼らは、日本を全体主義国家にするために活動しているのである。

百歩譲って、心の問題に法律が立ち入ることを認めるとしても、近代法の大原則である「罪刑法定主義」から言って、解消の対象となるヘイトスピーチの定義が明確である必要がある。しかし、ヘイトスピーチの定義を記した第2条は、次のように規定している。

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

この定義を読んでヘイトスピーチの定義がすっきり分かる人はほとんどいないだろう。法務省は、一応、ヘイトスピーチを3類型にまとめている。すなわち、(1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）、(2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの（「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など）、(3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）、という3類型である。この3類型の内容も曖昧であるが、さらに傍線を引いた「など」という言葉が加わることによって、更に定義が曖昧なものになっている。

ここまで曖昧化されると、日本及び日本人の立場を擁護するために諸外国を批判する言論が全てヘイトスピーチに認定されていく危険性があると言ってよい。

この法律は、内容面だけではなく、手続き面でも不公正な作られ方をした。何しろ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の審議は、参院法務委員会で2016年4月19日、26日、5月12日のわずか3回、衆院法務委員会では5月20日のたった一回、それもわずか一時間審議されただけである。しかも、「反ヘイトスピーチ」運動側からは意見を聴取していたようだが、在特会などの「ヘイトスピーチ」運動側の意見を全く聴取していない。極めて拙速に、且つ不公正な手続きで作られたのである。

だが、最も問題なのは、ヘイトスピーチの原因論議が全くなされなかったことである。「ヘイトスピーチ」の原因は、韓国と北朝鮮、中国の反日政策である。そして、反日政策

に基づき捏造された慰安婦問題などの反日ヘイトスピーチであり、在日特権の存在である。問題にされてきた在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチとは、反日ヘイトスピーチや在日特権に対する日本人側の反撃として行われたものである。しかし、これらの原因について全く議論されなかったのである。

原因論議がなければ、とるべき対策が分かるわけがない。それゆえ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」という見当違いの対策がとられることになったのである。

(c) 法律成立後、日本人に対するヘイトスピーチは増加し、言論の自由は逼迫している

この法律が施行されて以来、日本及び日本人の立場を擁護する言論は逼塞している。北朝鮮批判の街宣行動がマスコミによって「ヘイトスピーチ」とレッテル貼りされるようになった。当局が許可を出した保守系団体のデモが「ヘイト」デモとレッテル貼りされ、共産主義全体主義者と北朝鮮右翼に襲撃されても、警察は放置している。他方、共産主義者の反天連（反天皇制運動連絡会）のデモは、厳重に警察に守られている。それどころか、例えば 2017 年 11 月 26 日に行われた反天連のデモでは、「天皇制いらない」だけではなく、「日本が大嫌い、日本人の思考性格が嫌い、日本人は間違いだ、日本人を許さない、日本なんか殲滅してしまえ」というプラカードが登場した。これは、日本人に対するヘイトスピーチである。いや、ヘイトスピーチどころではない。「日本なんか殲滅してしまえ」という言葉は、一民族の殲滅を狙うジェノサイド思想の表明である。

そしてつい最近、事件が起きた。2018 年 6 月 3 日、川崎市教育文化会館で行われるはずだった「ヘイトスピーチ条例」を考える会主催の講演会が、左翼勢力によって暴力的に中止に追い込まれた事件である。講演は弁護士によるもので、反ヘイトスピーチ条例が是非かについて考えるものだった。しかも、川崎市が許可したものだ。ところが、この講演会がヘイトスピーチを行う講演会であるとマスコミによって宣伝され、左翼勢力に襲われた。日本では、日本及び日本人の言論の自由は扼殺されつつあるのである。

(d) ヘイトスピーチを解消する施策とは

以上を踏まえるならば、ヘイトスピーチを解消する施策とは、明確である。第一に、韓国と北朝鮮、中国による反日政策の抑制である。第二に、慰安婦問題などの歴史捏造をやめさせることである。第三に、在日特権の廃止である。第二、第三の点が実現すれば、在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチは、すぐに根絶されるだろう。

しかし、もう一度言うが、日本人に対するヘイトスピーチは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されてから増大している。このヘイトスピーチを解消するためには、何よりも、この法律の廃止が必要である。

(4) 結論と勧告

- (a) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」は、人種差別撤廃条約に違反する。
- (b) 日本政府は、日本人の言論の自由を守り、日本人差別を辞めさせるために、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を廃止すべきである。
- (c) 上記法律を廃止できないのであれば、日本政府は内外で行われる日本人に対する差別的言動を解消していく法律を作るべきである。

レポート担当「表現の自由 勉強会」

註：

(*1) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
<http://www.moj.go.jp/content/001184402.pdf>

5. 外国人の政治的権利と地方参政権

(1) 関連する人種差別撤廃条約 (ICERD) と日本政府報告

- ICERD 第 1 条 2 項
- 日本政府報告書(CERD/C/JPN/10-11)のパラグラフ 146

(2) 主要点

(a) 外国人に地方参政権を与えないことは、人種差別撤廃条約(ICERD)に違反しない。

日本では、政治的権利と地方参政権の国民と外国人の関係は、第 1 条 2 項にある市民と市民でないものの関係に該当するものであり、差別にはあたらない。

第 1 条 2 項 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。

(b) 日本では人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に一切関わり無く国籍を取得することができる。国籍取得に於いても差別は全く無い。

(c) 日本では国籍を取得すると直ちにすべての政治的権利が与えられる。これは世界でも最も進んだ、差別のない制度である。

(3) 背景

(a) 日本国憲法は外国人地方参政権を認めていない

外国人に参政権を与えようとする推進グループの主張は虚偽に満ちている。彼らの主張の最大の根拠である日本国憲法第 93 条第 2 項では、「地方公共団体の公務員は地方公共団体の住民が直接に選挙する」と規定しており、彼らは「この『住民』が日本国籍を有する者に限定されていないと理解することができる。」と主張している。

しかしこの憲法解釈は間違っている。この憲法が制定された 1946 年は第二次世界大戦の敗戦から一年も経っておらず、日本列島は焦土と化していた。当時日本に在住していた旧植民地の主として朝鮮人約 200 万人のほとんどは、独立した祖国に帰ることを望んでおり、日本国内で選挙権を行使しようなどとは、誰一人考えていなかった。

つまり憲法 93 条 2 項に謂うところの「地方公共団体の住民」には外国人を含むということは全く想定されていなかった。この第 2 項の真実の意味は、他の自治体の住民ではなく、当該の自治体に住んでいる日本国民が選挙をする、と規程しているのである。つまりある自治体の住民が別の自治体の公務員を選挙することはできない、という規程なので

ある。

(b) 最高裁判決は外国人地方参政権を認めていない

また、外国人地方参政権の推進者は「日本で生まれ日本社会に生活の本拠を置いてきた在日韓国人である「特別永住者」からの地方選挙に関する訴訟」の最高裁判決の以下の箇所をその理由とする。

最高裁 1995年2月28日判決

「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」

しかし上記の主張は全くの虚偽であり詭弁である。この裁判は1990年、特別永住者である在日韓国人が、大阪市の各選挙管理委員会に対して、彼らを選挙名簿に登録することを求めて公職選挙法24条に基づき、異議の申出をしたものである。選挙管理委員会がこれを却下したため、同年11月、在日韓国人らが却下決定取消しを求めて大阪地裁に提訴した。裁判の結果、1993年6月29日に請求棄却。1995年2月28日には最高裁は上告を棄却したのである。其の判決の主文は以下の通りである。

「憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」（下線は筆者）

(c) 参政権が国民固有であるのは他国も同様である。また、日本は国籍取得が容易である。

上述の通り憲法でも最高裁判決でも、参政権は地方公共団体と雖も国民固有のものである。これは米国中国ロシア始め諸外国と全くおなじである。ドイツ・フランスにおいてはEU内相互で認め合っているにすぎず、EU外の国との関係においては認められていない。

さらに日本に於いては国籍取得は極めて容易であり毎年数千人の申請があり、その95%以上が認められて国籍を取得している。その条件は以下の6項目しかない。

国籍法 第5条第1項第1号～第6号 (*1)

- (i) 引き続き5年以上日本に住所を有すること。
- (ii) 20歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
- (iii) 素行が善良であること。
- (iv) 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
- (v) 元の国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつて国籍を失うべきこと。
- (vi) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

さらに日本においては国籍取得した場合、直ちにあらゆる政治的権利を、完璧に行使できる。たとえば国政選挙にも立候補が可能となり、あらゆる公務に就くことができる。実際に国籍取得後直ぐに国会議員になった者も存在する。

(4) 結論

日本に於いて外国人に参政権を認めないのは決して差別ではない。そして国籍さえ取得すれば、あらゆる政治的権利を行使できる。

レポート担当「政治権利的について研究する会」

註：

(*1) 国籍法 <http://www.moj.go.jp/MINJI/kokusekiho.html>

6. 反日の事例：日本政府の外交失策がもたらした被害

(1) 関連する人種差別撤廃条約（ICERD）

- ICERD 第 6 条

(2) 主要点

日系カナダ人コミュニティのメンバーとして、委員会に次のことを表明するよう求める。

- (a) カナダでは、日系人、日本人家族やその子供たちが「南京大虐殺」という悪意に満ちた捏造プロパガンダ・キャンペーン宣伝の標的にされている。ところが、日本政府は、私たちがプロパガンダから守るための必要な情報を提供するのを怠ってきた。
- (b) 日本政府はこのプロパガンダが政治的なものであるという現実を全く認めず、その対応を歴史家に委ねてきた。だが、歴史家というのはそもそも調査、研究、分析、論文等の学術的なことが仕事であり、情報を一般に広めたり、外国の機関と連絡を取ることではない。
- (c) 2008 年、日本の前途と歴史教育を考える議員の会が「南京の実相」を(*1)出版した。この本には 1937 年 12 月の南京戦の事実が書かれているが、日本政府はこの本を利用せず調査の結果を埋もれたままにしてきた。これでは、日本と日本人に対する捏造キャンペーンに日本政府が加担していると同じである。この調査では一次資料を中心にしたもので「南京戦は通常の戦闘であり、それ以上でも以下でもない」(*2)と結論づけている。また、市民の多くは既に避難していたため戦闘の巻き添えにはならず、他には約 20 万人の市民は国際安全地区に避難していた。また、調査では、南京事件がどのようにして政治宣伝化されてきたのかが解き明かされている。
- (d) カナダでは政府機関、メディア、学校などの社会のあらゆる階層に酷い反日の歴史捏造が浸透しているが、日本政府はこのような状況からカナダ在住の日本人を守る義務を怠ってきた。
- (e) 日本政府は、プロパガンダを宣伝する側に対して不用意にもその場しのぎで謝罪を繰り返してきた。それは結果として捏造キャンペーンに加担してきたのと同じである。日本政府が事実と向き合わないために、カナダ在住の日本人は社会的不利益と不名誉を受け、更には日系カナダ人と祖先・祖国を分断してしまうこととなる。

(3) 背景

以下に登場するサダコは仮想の人物だが、この話は国外に住む日本人や日系カナダ人が直面している困難な状況を表すものである。実在の人物名や実際の出来事も含まれている。

~~~~~  
オンタリオ州トロントで、数年前に7年生（中一）の西村サダコの作文が土曜日本補習校(\*3)の新聞に掲載されました。作文のテーマは彼女が初めて「南京大虐殺」に直面した時のことで、それは彼女が平日通っている地元の学校で別の生徒から聞かされた話でした。サダコの作文は、祖先の道徳に対して真剣に問いかける思慮深く、かつ苦悩を反映した内容でした。

サダコは高校生になりました。10年生（高一）の歴史の授業の第二次世界大戦の章で同じテーマが出てきました。彼女の歴史の先生は、以前、研修旅行で中国に行き戦争記念博物館を訪問したこともあり、このテーマについて特別に興味を持っていました。地元の活動団体から無償で提供された副教材を使い、先生は生徒たちに「忘れ去られたアジアのホロコースト」という特別学習を行いました。副教材は生存者の証言、元日本兵の告白ビデオで、また731部隊のオンラインビデオは、ナチスの科学者(\*4)がユダヤ人の子供たちにしたと同様に、日本軍がいかに残虐で残酷なことだったかということを説明するものでした。

ナチスのホロコーストは知っていてもアジアで同じようなことが起っていたとは知らなかった生徒たちはショックを受けました。そして、中華系カナダ人が多く暮らすカナダでもアジアで起こったホロコーストと同様の出来事も記憶に残すことが重要ではないかと思いました。そこで先生はオンタリオ州議会に出された「南京大虐殺記念日法案 79」(\*5)について説明を始めました。

先生は生徒たちにアジアのホロコースト記念日は日本人を責めるためではないのです、といました。日本軍が犯した侵略戦争のために戦時中、日系カナダ人はキャンプに強制収容されました。それについてカナダ政府は1988年、生存していた家族に公式に謝罪し、賠償金を払いました。日本の人たちも被害者です、と先生は思慮深げに語ります。当時、日本は軍事独裁下で、天皇崇拝で洗脳された日本人は男も女子供も最後の一人まで戦わなければならないと信じていたのです。中国侵略と真珠湾攻撃で始まった戦争は、広島・長崎の原爆投下で日本が無条件降伏してやっと終わったのです。

生徒たちは日本人の同級生サダコと同じ名前の女の子が登場する「サダコの千羽鶴」を5年生の英語の授業でなったことを覚えていました。登場するサダコは広島に住むアスリ

ートを目指す女の子でしたが突然襲った原爆病のために若くして亡くなったのです。

先生はアイリスチャン著の「レイプ・オブ・南京」(\*6)を生徒たちに読むように勧めました。

その頃、サダコの両親は州議会に提出された「南京大虐殺記念日法案」反対の署名活動に参加していました。両親は法案が通った場合に、職場で気まずくなることを心配し、自分たちの両親、つまりサダコの祖父母が戦時中に受けたような侮辱的なことが再び起こることを避けたかったのです。

サダコには、両親が人種差別に過剰に反応しているように思えました。カナダは民族も人種も多様です。昔のような人種差別的な政策がまた起こることは考えられません。どんな国にもその歴史には汚点があるものです。カナダでも「真実和解委員会」(\*7)で先住民の子供たちの寄宿舎学校について調査されたことがありました。

それからサダコは「日本人の右翼が、『南京大虐殺』はなかったと日系文化会館(JCCC)(\*8)で話していたそうだと両親が話しているのを耳にしました。その人たちはDVDやパンフレットを配って、自分たちの歴史修正主義の主張を広めていたのだそうだと。センターに苦情が届き、配布物は没収されて世話役の女性に返却されたという。こういう行動は問題を大きくして逆効果だ、とサダコの両親は嘆いていました。両親は、反発を引き起こさず静かに事が過ぎることを望んでいるようでした。

次の授業でサダコのクラスメートが、トロントスター紙(\*9)のジョイ・コガワ氏寄稿の南京大虐殺記念日を支持する記事を紹介しました。コガワ氏は、日系人コミュニティーは日系カナダ人の戦時争補償問題を思い起こすべきであると主張していました。今度は自分たちが中華系カナダ人と連帯すべきであるとのこと。記事に書いてある理由は全て納得でき公正に思えました。

サダコはジョイ・コガワ氏に会って、南京大虐殺記念日を支持するグループに入ろうと決めました。サダコの歴史の先生も協力的で、クラスでグループが出来ました。そして法案を支持するために審議の日にオンタリオ州議会に参加しに行きました。

~~~~~

上述のように、数多くの問題と歴史の歪曲が生じている。最もあるまじきことは国籍に関係なく若者が外国のプロパガンダの道具にされてしまっていることである。教育関係者に対し、警鐘すべきことである。

(4) 結論

海外での日本を貶める捏造情報キャンペーンに対し、日本政府は沈黙を続けて何も対応してこなかった。それによって海外の日本人の社会生活は著しく害を受けてきた。

日本政府はカナダの日本人学校の授業で子供たちに教えるべき知識と情報を教えず、子供たちを守るという責任を果たしてこなかった。

日本政府は、南京などのプロパガンダがカナダの連邦、州、市の議会で討議された時に、カナダ政府側と連絡を取って話し合うべきであったにもかかわらず、全くそういう義務を放棄してきた。日本政府が何も言わなかったため、カナダ政府関係者は問題について無知のままに議論を進めた。

長年に亘る日本政府の怠慢によって、職業的にも社会的にも多くの機会が失われ、一方で計り知れない感情的・精神的な被害が生じた。

(5) 勧告

委員会には以下の勧告を求める。

日本政府は、真実が自明であるなどと思っはいけない。努力と積極的な政策をとって情報を広め、教育し、伝達しなくてはならない。任務組織を設立し、以下のような措置をとるべきである。

- (a) 2008年の報告書「南京の実相」にその後の情報を追加し、復刻・改訂する。一次資料を基に、広く一般の人が読みやすいような、縮小改訂版を制作する。
- (b) このような本を海外の外交関係事務所、そして歴史プログラムやコースを設けている団体や学校、日本がスポンサーのプログラムなどあらゆるところに配布する。小学校や高校も含め、海外の学校に対して特別な配慮と注意をする。
- (c) 地方のメディア、学校、研究関係、市議会、議会など、問題が発生したところに対して政府として公式に対応する。
- (d) 情報格差・言葉の違い・世代経験の差を乗り越える「架け橋」プロジェクトを発展させ、一方で、敵対する勢力の資金力を縮小する。

友好外交には限界がある。日系コミュニティーが最初にできたブリティッシュコロンビア州のビクトリアの桜の実話からもわかるように、友好は戦時には全く役に立たないもの

である。(*10) 1941年12月7日の夜、逮捕された日系カナダ人40名の命を守るために東条英機がとった言動を思い起こすべきである。(*11)

レポート担当「トロント正論の会」

註：

(*1) 「南京の実相」日本の前途と歴史教育を考える議員の会、2008年、日新報道

(*2) 同 21 ページ

(*3) 日本土曜学校、または補習授業校とは、海外での日本人補習学校。週末や放課後などの現地校の時間外に授業が行われる。授業は文科省のカリキュラムに沿って行われ、通常は外交関係や企業関係者の子弟が通う。最近では日本語能力のある現地の子供も受け入れている。

(*4) ナチスの科学者は優生学的な見地から多くの医療実験を行った。戦後、その科学者たち数千人が南米、中東、豪州、米国、ソ連などの受け入れ国に亡命した。多くはCIAに雇用され「ペーパークリップ作戦」などのプロジェクトに参加した。

(*5) 「南京大虐殺記念日制定」法案 79

毎年12月13日を南京大虐殺記念日に制定する法案

<https://www.ola.org/en/legislative-business/bills/parliament-41/session-2/bill-79>

(*6) 「レイプ・オブ・南京～第二次世界大戦の忘れられたホロコースト」アイリス・チャン著、1997年、Basic Books

(*7) カナダ真実和解委員会 (TRC) <http://www.trc.ca/>

2009～2015年、カナダ政府の研究。カナダ政府による同化政策として150年間にわたって先住民の子供たちがコミュニティーから引き離されて寄宿舎に入れられた問題。一方、本委員会は、理論的にも実践的にも先住民を抹殺しようとした政府の政策の本当の姿をごまかすものだという批判もある。

(*8) 日本カナダ文化センター <http://www.jccc.on.ca/en/>

(*9) トロントスター 2017年9月15日付「なぜ私は南京大虐殺記念日を支持するのか」
ジョイ・コガワ

<https://www.thestar.com/opinion/commentary/2017/09/15/why-i-support-the-nanjing-massacre-commemorative-day-act-joy-kogawa.html>

(*10) 「Gateway to Promise」最初のカナダの日系コミュニティー、Ann-Lee and Gordon Switzer 著、2017年、TI-Jean Press、第14章 Sakura of Victoria

(*11) 「石をもて追われるごとく」新保満著 大陸時報社 (1976) 213 ページ

7. 慰安婦とクマラスワミ報告

(1) 関連する委員会勧告と日本政府報告

- 最終見解書(CERD/C/JPN/CO/7-9)のパラグラフ 18
- 最終見解パラグラフ 18 に含まれる勧告の日本政府からのフォローアップ情報 (CERD/C/JPN/CO/7-9/Add.2)

(2) 主要点：委員会による「慰安婦」の理解は間違っている

委員会の的外れな見方と勧告から察するに、非常に残念であるが、委員会による「慰安婦」の理解は非常に誤っているものと我々は確信する。

米軍報告書のような一次史料の証拠は、“慰安婦は兵隊らのために日本軍に付属している売春婦ないし追軍商売人にすぎない”こと、女衞から提供された前渡金が、家族が負った借金であるため、これの返済のために契約に基づき働いていたこと、工場の熟練工の平均月収が 30 円の時代に、慰安婦の月収は 1500 円であったこと、泥酔者のような嫌な客は断ることができたこと、を示している（付属書 1 の赤下線部分を参照）。

また別の米軍報告書には、“捕虜が太平洋地域で見た朝鮮人慰安婦は、すべて自発的または親に売られて売春業を営むようになった者ばかりであった”と記されている（付属書 2 の赤下線部分を参照）。

慰安婦とは、戦場の後方で自発的に契約に基づき働いていた高給の売春婦であり、基本的に第二次大戦後の米軍占領下で RAA（特殊慰安協会）に所属して働いていた日本人娼婦と何ら変わるところはない。従って、日本政府は既に行った措置のほかに更なる追加措置を取る必要はないのである。

(3) 背景

おそらく、貴委員会の慰安婦についての誤った理解は、「1996 年のクマラスワミ報告書」(*1)（以下、適切な場合「ク報告書」という）に基づくものであろう。「ク報告書」は慰安婦の実際の姿を反映していない。

「ク報告書」は、日本国と日本国民に対して誹謗中傷をする目的のもと、慰安婦について偏見のある見方を広める強い動機付けを持った二冊の本に基づき書かれている。

うち一冊は G. Hicks 著「The Comfort Women」である。この本について著者 G.Hicks は、金一勉著「天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦」から大量に引用をしているが、この在日朝鮮人が書いた本は、根拠のない噂と根も葉もない伝聞情報、荒唐無稽なでっちあげの作り話し（そのうちの幾らかは官能小説、映画のワンシーン、およびマンガの筋書きでさえある）で

満載である。

また、巻末の「参考文献」には“Many sources are of limited circulation and accessibility, being the nature of pamphlets or special interest publications obtained through direct contact with activists.”（出典元情報の多くは、特殊な利益集団の限定数の出版物または活動家との直接の接触によって得たものであるために入手困難）とあり、著者が Yun Chung-ok 尹貞玉（挺対協会長）や Usuki Keiko 臼杵敬子（日本の戦後責任をハッキリさせる会代表）らの活動家を情報源としていたことが分かる。

一般に、活動家が書いたものは、その活動家の見方や価値観が色濃く滲み出るものであるから、そこに書かれている内容の客観性や有効性の吟味にあたっては慎重を期す必要があるが、G. Hicks は、「The Comfort Women」の中で、そのような吟味を一切行っていないことは明らかだ。そして、ラディカ・クマラスワミ女史が、この本の内容を全て真実であると盲信したため、慰安婦について歪んだ見方を「ク報告書」を記載することになった。その具体例が、第 21 項に於いて小説の一部を書いていることである。

慰安婦と慰安所は存在した。しかしながら、G. Hicks がその著書で主張するような、日本の軍および／または官憲による強制連行はなかった。1993 年の日本国政府の調査報告書と 2007 年の米国政府による「IWG 報告書」(*2) の結果は、この見解を裏付けている。そのうえ、韓国政府および／または韓国の市民団体は、現在に至るまで、この見解に異論を呈するような確たる証拠を提示できていないのである。

「女子挺身隊」は基本的に Rosie the Riveter に他ならない。「ク報告書」が 15 項、29 項、30 項で主張するように「女子挺身隊」として動員され、その後に騙されて軍性奴隷にされた婦女子は存在しない。ソウル大学の名誉教授である李栄薫氏は、2009 年に出版したその著「大韓民国の物語」のなかで、「現在まで元慰安婦として名乗り出た 175 名のうち、当初は挺身隊として動員され、その後に無理やり慰安婦にされたと証言した人はいないと思います。その点を証明しようと、さまざまな研究者が多くの努力をしましたが、はたして成功しませんでした。それもそのはず、この二つの歴史的出来事は、最初から別箇のものでした」(p.134)と述べている。

同じ事は現在でもあてはまる。当初に「女子挺身隊」として動員され、その後に慰安婦にされたと証言したものはいない。それでも貴委員会が、そのようなケースがあるというならば、その者の名を、漢字名を添えて特定すべきである。

もう一冊が吉田清治著「私の戦争犯罪」である。この本は唯一、「日本の支配下にある国々で奴隷狩りに等しい大がかりな強要と暴力的誘拐」(27 項) に行ったとする加害者側からの証言である。「ク報告書」は 29 項で、「さらに、強制連行を行った一人である吉田清治は、戦時中の体験を書いた中で、国家総動員法の一部である国民勤労報国会の下で、他の朝鮮人とともに 1,000 人も女性を慰安婦として連行した奴隷狩りに加わっていたことを告白している」と説明する。

吉田の本が、富と名声を求めてやまない強欲な嘘つきによって捻り出されたでっちあげ

であることは、既に証明されている。吉田は、1996年5月に。この本がでっちあげであるとの声明を発している。吉田の本をもとに「自虐史観キャンペーン」を張った朝日新聞は、2014年8月に彼の済州島での奴隷狩りは存在しなかったことを認め、翌9月に公の場で正式に謝罪をしたうえ、吉田に関連した16本の記事を取り消した。吉田の息子は、父が済州島にはいないこと、地図を参照しつつ本を書いたことを証言し、2016年4月には、できることなら世界各地に建つ慰安婦像をすべてクレーンで引っこ抜いて撤去したいとの願望を表明している。ク報告書の29項と30項は、吉田の本をもとに書かれているので、抜本の見直しがされねばならない。

(4) 結論と勧告

「1996年のクマラスワミ報告書」は慰安婦について歪んで誤った姿を提示している。そして、国連／人権委員会は今日なお、「ク報告書」に基づき、事実の検証がされていない元慰安婦の話しを広めている。その結果生じた副産物は、日韓両国民に間に生じた、今後数十年のうちには修復不可能なほどの互いに対する敵意である。この2つの国は、このようなことがなければ、良き隣人としての平穏と互いの友誼を分かち合うべき民主主義国である。

事実上、貴委員会は、さながら中世の魔女裁判のように、一方的な主張で性奴隷という濡れ衣を我々の父祖に着せることで、現在の日本国民の人権を損なっているのである。以上を考慮して、我々は、国連／人権委員会が早急に次の措置を取るよう、強く勧告する。

- (a) 「1996年のクマラスワミ報告書」に基づいて、貴委員会が慰安婦について誤った理解を持っており、その結果、日本国と日本国民が到底受け入れられない提案をしていることに気づくこと。
- (b) 日本国と日本国民に対し、かような濡れ衣を着せることにより、その評判を損なう侮辱・誹謗中傷行為をやめること。とりわけ、我々の祖先に対する敬意のない発言は許しがたい。
- (c) 「1996年のクマラスワミ報告書」を抜本的に見直す。または、その全部について無効とする。
- (d) 貴委員会の注意と努力を、歴史家の話し合いに任せればよい、主張が分かれている歴史問題に介入するよりも、世界で現在進行中の問題に注ぐこと。その例として、脱北女性を捕まえて嫁不足の中国人農家に強制結婚のため売っている人身売買を挙げる。

レポート担当「なでしこアクション」

註：

(*1) 1996 Coomaraswamy Report

E/CN.4/1996/53/Add.1

1994/45 人権委員会決議に基づく、「女性に対する暴力、その原因と結果についての「特別報告者」ラディカ・クマラスワミ女史による報告書」の付属書「戦時の軍性奴隷制度の問題に関し、北朝鮮、韓国、日本に関する報告」

http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=E/CN.4/1996/53/Add.1

(*2) 2007 IWG Report

「ナチスの戦争犯罪及び大日本帝国の記録 - Interagency Working Group 報告書」

2007年4月付米議会最終報告

<http://www.archives.gov/iwg/reports/final-report-2007.pdf>

米国政府の2つの法律に基づき、米国の非公開公文書を精査する目的で1999年より実施された大規模調査。7年近くの期間と3千万米ドル(約30億円)の費用を使った、この調査の結果は、慰安婦制度に何らの犯罪性は認められなかったとした。最終報告は、2007年に米国議会に提出された。

付属書

1. 米国陸軍インド・ビルマ戦域所属情報部心理作戦チーム情報室日本軍捕虜尋問報告第49号 (米公文書館所蔵) ----- 50
2. 米国陸軍インテリジェンス民間韓国人捕虜尋問報告書リスト 76 1945年3月28日 (米公文書館所蔵) ----- 58

付属書

琉球 / 沖縄の状況

1. 石垣市『国連の「沖縄県民は先住民族」とする勧告の撤回を求める意見書』 ---- 35
2. 豊見城市『国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書』 ----- 36
3. 衆議院議委員 宮崎政久（内閣委員会）2016年4月27日 ----- 38
4. 沖縄県議会翁長知事の発言① ----- 42
5. 沖縄県議会翁長知事の発言② ----- 45
6. 『現代沖縄人DNAの遺伝系統「日本本土に近い」』
琉球新報 2014年9月17日 ----- 48

慰安婦とクマラスワミ報告

1. 米国陸軍インド・ビルマ戦域所属情報部心理作戦チーム情報室日本軍捕虜尋問報告
第49号 （米公文書館所蔵） ----- 50
2. 米国陸軍インテリジェンス民間韓国人捕虜尋問報告書リスト 76 1945年3月28
日 （米公文書館所蔵） ----- 58

琉球/沖縄の状況 付属書 1

石垣市 勧告撤回を求める意見書

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000190405.pdf>

国連の「沖縄県民は先住民族」とする勧告の撤回を求める意見書

国連の「自由権規約委員会」が 2008 年と 2014 年に、「人種差別撤廃委員会」が 2010 年と 2014 年に、日本政府に対し、琉球・沖縄の人々を先住民族として認め、権利や伝統文化、言語を保護する旨の勧告を 4 回行っている。

しかしながら、沖縄の方言には、古い大和言葉が数多く残っており、生活様式も本土と何ら変わるものではない、同一民族であり先住民族との指摘は当たらない。

また、沖縄県内のそれぞれの地域に残る伝統芸能や文化の継承も自発的に活発に行われており、権利の保護に関しても国内政治と国内法に則り解決されるべきものであり、国連から勧告を受けるものではない。

沖縄県民は、日本国の他都道府県民同様に、世界最高水準の人権が保護され、質の高い福祉、医療、教育を享受している。

国連による「沖縄県民は先住民族である」という勧告は、法的な拘束力を有するものではないが、沖縄県が行政区域とする尖閣諸島を含む領土領海、天然資源や海洋資源がどこに帰属するのかを問題にされかねず、あらゆる面で大きな危険性を内在させるものであることから、当市議会は、政府に対し、国連の勧告を撤回させることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 20 日

石垣市議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

琉球/沖縄の状況 付属書 2

豊見城市 勧告撤回を求める意見書

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000190405.pdf>

国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、
勧告の撤回を求める意見書

2015年9月14日～10月2日までスイス・ジュネーブで開催された国連人権理事会において、9月22日翁長雄志沖縄県知事の国連演説が行われた。知事の国連演説は、島ぐるみ会議が国連 NGO の「反差別国際運動」と「市民外交センター」と調整をして実現した。

この2つ

の国連 NGO は「沖縄県民は先住民である」と国連に働きかけてきた団体であり、知事の発言枠は「市民外交センター」から譲り受けたものである。このような環境の中での翁長知事の発言は本人の発言内容や意図と関係なく「沖縄県民は先住民である」と誤った認識を世界に発信した。

何故なら 2008 年には既に、市民外交センターのアドバイスを受けた琉球民族独立総合研究学会松島泰勝氏の訴えで、国連から日本政府に対し、沖縄県民は先住民族で日本人ではないという勧告文が出されている。

その内容とは、「32. 委員会は、締約国が正式にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を特別な権利と保護を付与される先住民族と公式に認めていないことに懸念を持って留意する。

(27 条) 締約国 (日本) は、国内法によってアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼らの文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼らの土地の権利を認めるべきである。締約国はアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の児童が彼らの言語で、あるいは彼らの言語及び文化について教育を受ける適切な機会を提供し、通常の教育課程にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の文化及び歴史を含めるべきである。」というもので

ある。これに対し日本政府は勧告を認めなかったが、国連は 2010 年、2014 年に再度勧告を出している。

しかし、私たち沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識をもっておらず、県民の知らないところでこのような勧告が出されているのは甚だしく遺憾であると言わざるをえない。

私たち沖縄県民は米軍統治下の時代でも常に日本人としての自覚を維持しており、祖国復帰を強く願い続け、1972年（昭和47年）5月15日祖国復帰を果たした。そしてその後も他府県の国民と全く同じく日本人としての平和と幸福を享受し続けている。

それにもかかわらず、先住民の権利を主張すると、全国から沖縄県民は日本人ではないマイノリティーとみなされることになり、逆に差別を呼びこむことになる。

私たちは沖縄戦において祖国日本・郷土沖縄を命がけで日本人として守り抜いた先人の思いを決して忘れてはならない。沖縄県民は日本人であり、決して先住民族ではない。よって、国連の各委員会には「沖縄県民は先住民である」という認識を早急に改め、勧告の撤回を求めるものである。更に、日本政府、沖縄県の各行政機関は、国連各委員会が「沖縄県民は先住民である」という認識を早急に改め、勧告の撤回をするよう働きかけることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月22日

沖縄県豊見城市議会

〈宛先〉外務省、内閣総理大臣、沖縄県知事

衆議院議委員 宮崎政久(内閣委員会) 2016/04/27



<動画> <https://youtu.be/RrTe0o2BzxQ>

○宮崎(政)委員 自由民主党の宮崎政久です。

きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、国連から我が国政府に対して、沖縄県民は日本の先住民族であるとして、さまざまな措置を講ぜよと勧告を受けているという問題について取り上げたいと思っております。

二〇〇八年、平成二十年十月以降、国連から日本政府に対して複数回にわたって、沖縄県民が先住民族であるとして勧告がなされております。委員長のお許しをいただいて資料を配付しておりますので、資料の一及び二をごらんいただければと思います。

資料一は、自由権規約に関連する勧告であります。上段の方は二〇〇八年のもの。下線部分を読みますが、締約国というのは我が国のことであり、締約国は、国内法によって琉球、沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼らの文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼らの土地の権利を認めるべきである。

二〇一四年の下段の方も下線を引いてありますが、締約国は、法制を改正し、琉球及び沖縄のコミュニティーの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を十分保障するためのさらなる措置をとるべきであるという趣旨のことが勧告されているわけです。

政府は当然この事実を知っているというふうに理解しておりますが、政府の立場、沖縄県民は先住民族であるというふうに認めているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

沖縄に住んでいる人々は、長い歴史の中で特色豊かな文化、伝統が受け継がれていると認識しておりますが、政府として先住民族として認識している人々は、アイヌの人々以外には存在いたしません。

この立場は人権条約の委員会に対しても説明してきており、これらの委員会の最終見解や勧告等によって、かかる日本の立場が変更されたということはありません。

○宮崎(政)委員 そもそも、これはどういう手続で行われているものなのか、この勧告というのは何なのかということをおちょっと教えていただきたいと思っております。

日本は国連加盟国であります。この自由権規約委員会、資料の二の方には、先ほど読み上げませんでしたが、人種差別撤廃条約に関連する資料をおつけさせていただいております。二〇一〇年、二〇一四年と二つ書いてあるわけです。この両委員会から出ている勧告に従う必要があるのか。そして、その勧告というのは国内法的、国際法的にどういう効力があって、我が国はこれを受けることによってどのような制約を受けることになるのか教えてください。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

人権諸条約の委員会は、それぞれの条約の規定に基づき設置されており、条約の締約国の政府から提出される報告書の検討や勧告などを行う任務を付与されております。

例えば、先生御指摘の自由権規約委員会につきましては、我が国も締約国である自由権規約第二十八条の規定に基づき設置され、第四十条四の規定に基づき締約国の提出する報告を検討するとともに、委員会の報告及び適当と認める一般的な性格を有する意見を締約国に送付することとなっております。

これらの委員会による最終見解や勧告等は法的な拘束力を有するものではありません。

○宮崎(政)委員 県民の中にもさまざまな考えの方がおられるでしょう。日本は民主主義国家ですから、さまざまな言論も自由もあっていいと思っております。ただ、多くの沖縄県民、ほとんどと言った方がいいんじゃないのかもしれないですけども、先住民族だと思っておらず、ましてや、一億三千万人の日本人が、沖縄県民というのは先住民族なんだというふうに思っている人はいないと私は思っています。

そういう私の個人的な考え、そして多くの国民の皆さんと同じ立場であると思っておりますが、まことに失礼な話じゃないかなというふうに思うわけです。言ってみれば、私の家に勝手に入り込んできて、うちは三人子供がいるわけですけども、この子供の一人に向かって、君たちは兄弟だと思っているかもしれないけれども、兄弟じゃないよというふうに勝手に言われているんじゃないか、こういう印象すら受けるわけです。

先ほども申し上げたように、日本人全体が恐らく知らない、皆さんは知らないと思っておりますけれども、知らないばかりか、言われている沖縄県民もほとんど知らないというような状況で、勝手に先住民族として扱われているということなわけです。

今、法的拘束力がないという御答弁でありましたけれども、私たちにしてみたら、政府に、勝手なことを言わせないでくれ、責任を持って、事実と異なるようなことを言わないでくれというふうに抗議をしてほしいんですよ。この民族分断工作と言ってもいいようなことを放置しないでほしいと思っております。

この勧告は国益にかかわる大きなリスクがあると思っております。資料の一の、先ほど読み上げましたが、二〇一四年、平成二十六年八月の勧告には、再度読みますが、こう書いてあるんです。締約国、これは我が国ですね、締約国は、法制を改正して、琉球及び沖縄のコミュニティーの伝統的な土地及び天然資源に関する権利を十分保障するためのさらなる措置をとるべきだと言っているわけです。

尖閣諸島を含む沖縄の土地、天然資源がどこに、誰に帰属するのかということの問題にされかねない話であります。

改めて言うまでもないことですが、沖縄、尖閣諸島を含めて、日本の国土であります。当たり前のこ

とに、あえて疑問を差し挟まれているかのような印象が拭えないですね。沖縄というのは、紛れもない日本であります。

民俗学者の柳田国男という人がいます。方言の研究が有名であります。京都から生まれた言葉が同心円のように周囲にどンドンどンドン広がっていくので、都から遠く離れたところでは、例えば東北と九州で同じ言葉が残っている、方言圏論というのを彼は研究して日本の民俗学を打ち立てていった人ですけれども、沖縄でも全く同じような言語があるんです。

例えば、昆虫のトンボというのがいますけれども、トンボは、最も古い言葉では、古事記でアキズというふうに表現をされるそうであります。これがどンドンどンドン同心円状に広がって行って、東北の岩手県や宮城県ではアゲズというふうな方言の言葉が残っている。そして、どンドンどンドン九州の方に行くと、宮崎県や鹿児島ではアケズと言う。沖縄の古い方言では、昆虫のトンボのことをアーケーヂューと言うんですね。同じなんです。

つまり、こういう古事記に記された言葉、万葉言葉も沖縄には残っていて、言語一つとっても、日本語を使う日本人が古来から沖縄に住んでいるということであって、私たち沖縄県民は紛れもなく日本人でありまして、先住民族ではありません。政府には、国連に抗議をして、こういう承服できない勧告を撤回させてほしいと思っています。

資料の三をごらんいただきたいと思います。

資料の三は、沖縄県の豊見城の市議会が今年の十二月二十二日に、先住民族だという勧告を撤回させてくれという議会決議をしております。上から四段落目、「しかし、」というところから始まるところでありますけれども、「しかし、私たち沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識をもっておらず、県民の知らないところでこのような勧告が出されているのは甚だしく遺憾であると言わざるをえない。」というふうに指摘をしています。全くそのとおりだと思います。

沖縄には、さまざまな困難な問題が今もありますよ、これは。基地の問題、戦争を踏まえた歴史的なさまざまな問題。基地の問題なんかは、過重な負担を解消してほしい、もっと日本国全体で分かち合っしてほしい、何とかそういうことが解決に結びつく行動に結びついてほしいという思いをふつふつと、百四十万県民みんな持っています。

歴史という意味では、誇るべき文化も持っています。私自身も、実は、沖縄では琉球王朝絵巻といって、中国の冊封体制だったときに、冊封使が首里城に来たときに、王様に認めるよというふうに行った絵巻の行列儀式というのを復元したものがあまして、私も初めて参加したのは二十年前ぐらいになりますけれども、そんなものに参加して、中国から来た役人さんの格好をして行列を歩いたりみたいなのをしています。大人も子供もこんなことをやったりして、文化を大切に、誇りに思って保存している。

でも、そのこととこの問題は全く違うんです。全く異質なものでありますので、放置することなく、しっかりと対応してもらいたいと思っています。

既に、資料の一と二で示したように、四回も勧告されているんです、同じような趣旨で。これが累次にどンドンどンドン積み重ねられていってしまうということになると、しかも、承服できない勧告が出たにもかかわらず、抗議もしない、撤回も求めないということになれば、これがあたかも既成事実であるかのようにひとり歩きすることも考えられないでしょうか、国際社会で。どうか、そういう取り組みをしてもらいたいと思っています。政府としての見解をお聞かせください。

[委員長退席、中根（一）委員長代理着席]

○木原副大臣 お答え申し上げます。

宮崎委員、長らく沖縄の問題に取り組んでこられた立場から、大変熱い思いで今御質問をいただきました。また、豊見城市議会の皆様の熱い決議も我々として受けとめております。

改めてこのプロセスを申し上げますと、まず、締約国、日本から報告をする、それに対して、予備審査も含めて本審査、審査をして、勧告なり最終意見というものが提案をされるということになります。

一旦出た勧告あるいは最終意見というものにつきましては、その全体あるいは一部を正式に撤回させるというプロセス自体は国連の中には存在をしていないというふうに承知しています。

ただ、今申し上げた一連のプロセスは一回で終わるものではありませんので、また次のプロセスが来たときに、私も、政府の立場と異なる意見あるいは勧告、あるいは我が国の実情を正確に反映していない勧告、意見につきましては、これまでも事実上の撤回あるいは修正をするようにそのプロセスの中で働きかけを行ってきておりますし、これからもしっかり行っていきたいというふうに思います。

そして、今御指摘をいただいたこの豊見城市議会からいただいた決議も、その過程の中でしっかりと反映をさせていただきたいというふうに思います。

また、委員は、恐らくこのプロセスの中だけではなくて、もう少し幅広にさまざまな手段をとるべきでないかという思いを持ちながらの今の御指摘であろうというふうに思います。

どういったことができるか、真剣に、そして前広に検討してまいりたい、このように思っております。

○宮崎(政)委員 ありがとうございます。

このプロセスが、今、木原副大臣が御説明いただいたようなものであるということは理解しているんです。だから、今までも、次のプロセスのときに政府の見解を述べるということをやっている。

ただ、私が申し上げたいのは、いま一度検討してもらいたいと思っているのは、それでは足りないんじゃないかと。承服できないんだから、出たときに、これが例えば、委員会のプロセスであるかどうかは別にして、これはけしからぬよということで抗議をする、その意思を表明する、こういうことが私はあってしかるべきではないかと思っております。

ですから、ぜひ政府としての取り組みをまた御検討いただきたいと思っている次第でございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

琉球/沖縄の状況 付属書4

沖縄県議会翁長知事の発言 ①

沖縄県議会議事録より 抜粋

<http://www2.pref.okinawa.jp/oki/Gikairep1.nsf/bf76642d1ed57158492581ed00348311/6c0b691f33583cb149258212000c0114?OpenDocument>

平成27年第7回沖縄県議会（定例会） 5号10月2日

○花城 大輔 加えて知事に、この項目で最後のお願いをしたいというふうに思っています。2008年、14年、国連人権理事会から日本政府に勧告が出されているのは御承知かと思えます。要は、沖縄県民は先住民族であるからこれを保護しなさいという勧告であります。今回、ジュネーブに翁長知事が出席をしてNGOの団体で発言したことによって、私が先ほど申し上げたように、その沖縄県民が先住民族であることを進めようとしている団体の後押しをしてしまったと私は理解しているんですよ。なので、知事に県知事としての発言をお願いしたいというふうに思っています。

国連の人権理事会に対して、県知事の名前で沖縄にはそういう議論がなされたこともないし、こういうふうに先住民族であるというふうに勧告されたことに対しては、訂正をしていただきたいというふうに知事から求めていただきたいと思っています。いかがですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春） 静粛に。
翁長知事。

○知事（翁長雄志） この自己決定権というものについては多くの県民がそれなりの立場で、ちょうど花城議員も今の立場で話をされておりますし、それから先住民族であるということをお考えになっている方々もおられるんですね。独立論というのは、僕らがあの米軍の施政権下にあるときから独立をしたほうがいいという人もいましたし、アメリカの1州になったほうがいいという人もいましたし、日本に帰ろうという人もいろいろいました。ですから議論としてはあったんです。議論としては、これはまたもう議論があって何もおかしくはない沖縄の今日までの流れだとは思っていますよ。しかし、私自身は、先住民族という議論をここでやってきたこともありませんし、私自身がそれを持って行って話をしてきたわけでもないんです。歴史を客観的に中立的に私なりに話をした。しかしそれを聞く人たちがどのように思うかということについては、私が申し上げることはないわけでありまして、私からすると自由、平等、人権、民主主義、民主主義というのは特に去年の4つの選挙で民意もあらわれたにもかかわらず、ほかの都道府県では、知事さんや市長さんが選挙にも関係なく、いやできませんよと言ったらすぐ引き下がるのに、沖縄はあれだけの選挙を経てノーと言っても引き下がらないということについては、やっぱりこれは私たちからすると大変理不尽だというようなことを申し上げないと、この申し上げることについてどういうふうに感じられるかと言われても、私からすると日本国民として沖縄県民として言うべきことは言わなきゃいかぬという、この姿勢に立って言っておりますのでよろしく願います。

平成 28 年 7 月 8 日

○知事公室長(謝花喜一郎) 豊見城市議会の意見書、決議等は私も読ませていただきました。その中にありますのは、やはり祖国復帰のときの県民の思いとか、そういったこともありまして、それはそれとして、私も一定程度、共有・共感できる部分もございます。

ただ、やはりそういった思いもある中でまた、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、歴史的認識、これは琉球処分等の、それからさきの地上戦、そしてまた27年間に及ぶ施政権下の中で、そして今現在、基地が過重にあると。そういった中でいろんなものがあって、先ほどの国連決議をやった方々の思いとしてそういう発言があったのかなど。一方で先ほども言いました豊見城市の方々の意見も、それは市議会の意見として我々も、これは市議会の意見ですので、それはそれとして尊重しなければなりません。

いずれにしても、さまざまな意見があるということの中で、県としてはまだ、この部分について十分議論をしているような状況にはないということで、意見を述べる立場にないというような答弁をさせていただいたということでございます。

○花城 大輔 また、ことしに入って沖縄県選出の国会議員の宮崎衆議院議員が、国会でこの件について述べています。また、その後に、琉球新報のアンケートで国会議員のコメントが載っているわけですが、オール沖縄の国会議員は、この国連勧告を撤回することに対しては、反対のようでありま

す。
知事は、どうお考えですか。

○知事(翁長雄志) 花城議員の御質問にお答えいたします。

先住民族の件につきましては、きょう、あるいはまたきのうの議会等でも答弁したとおりでございます。

宮崎代議士が国会でどういう御質問をされたかというのはわかりませんが、やはり先住民族というものは、今日まで県議会を含めてそう多く議論をされてきたわけではございません。その意味で、またもう一つの話として反問権というような話も先ほどありましたけれども、私ども執行部には答弁権というのがありまして、その意味ではよく御理解いただけるようなものを工夫して話をするんですが、工夫が今言ったように舌足らずで御理解いただけない場合もありますけれども、そういったものを補足しながらその意味合いを理解してもらおうというようなことで話をさせてもらっております。

国会議員のほかの方々が先住民族についてどのように発言されているかも私は承知しておりませんが、県の立場としては、今定例会で発言をしたものが私たちのベースであります。

○花城 大輔 でも、知事は自身の考えを述べられるべきだと思うんです。昨年10月に、私はこの問題に対して質問をさせていただいたときは、情報として知り得ていなかったんですが、その後の翁長政俊議員の質問の中で出てきた、この先住民族問題を国連を使って日本政府に勧告をさせた東京のNGO団体と一緒にジュネーブに行っているじゃないですか。そしてサイドイベントも一緒に出席して講演のようなものまでされている。

そうすると、この沖縄県民は先住民族であるという勧告を出したNGO団体と知事が行動をともにしているということがどんなメッセージを発するかということなんです。知事は、そういったことをわかって一緒に動いたのであれば、知事もそういう考えだということになるわけです。沖縄県知事も一緒にやっているじゃないかということになるわけです。なので私は、昨年の9月定例会の中で、沖縄県民は日本人ですかという質問をしました。そして、独立は考えていますかという質問もしました。そし

て、この国連からの勧告を撤回するお気持ちはありますかという質問もさせていただきました。この3つに対して、知事がちゃんと答弁されなかったこともいまだにうわさになって、話題になっているわけですよ。だから、知事はこの件についてしっかりと考えを述べる責任があると思いますけれども、いかがですか。

○知事(翁長雄志) 改めてお答えを申し上げますけれども、先住民族という件については、まず先ほど来答弁しているとおり、**県民の間でも議論されておりませんし、県議会の中でも今日まで大変な議論があったというわけでもございません。**

また、いろいろ週刊誌等では、独立論がどうのこうのという話もありますけれども、それもごく普通に全部読んで考えますと、県民が多くの方々がそういうふうになっているというようなこともその中からはうかがい知れませんが、ですから、県知事の立場としてこの先住民という問題につきましては、私が右だ左だという、そういう形でお答えをするのは適当ではないと思っております。

それから、国連の場合には、NGOさんのそういった思いはともかくとしましても、私が向こうで言ったのは、人権委員会におきまして沖縄県の人権がある意味では、戦後70年の中で、特に自己決定権、地方自治という意味合いの中にも、自己決定権というのは含まれているというふうに日本政府の公式の冊子にもあるわけですから、自己決定権という言葉そのものが、先住民と100%同一というわけでは全くないんですよ。ですから、人権という意味で自己決定権というものは、大変重要なので、戦後の沖縄の70年の歴史は、ある意味では県民の自己決定権というのは、相当部分においてないがしろにされておったと。そして今回の辺野古のものも沖縄県の一連の選挙の民意等々で、これは厳しいですよという話もさせていただいておりますが、そういったような中での改めての人権、自己決定権というものを沖縄県が選択ができるような、そういった部分に御理解をいただきたいというような話をさせてもらっているわけでありまして、先住民族とこれが同一という形になりますと、これは私からしても議員の趣旨は理解しても、私からするとそのような形で答弁をするということについては、私からやる必要はないというふうに思っています。

○花城 大輔 知事の背景には、沖縄県民は先住民族だというふうに国連に勧告をさせる団体もいるし、そしてオール沖縄の国会議員はそのことに賛成をしている人がいるということで、私は理解をしておきます。

これは、知事が答弁しないのであれば、県議会で意見書を可決するぐらいの気持ちがないといけないんだらうというふうに思います。

そして、先ほどの尖閣の問題と合わせてこれはセットで利用される危険性もはらんでいると思うので、慎重に議論をしていきたいというふうに思っております。ただ、沖縄県民がわからないうちに4回も出されていたと。しかも先住民族という言葉自体が定義もされていないと、これが世界の中でどのように扱われているのかということをもまず県民に知らしめないといけないと思うわけなんです。なので、私たちもこの県内でそういった議論が公平に行われるように努力しないといけないというふうに思いますから、ぜひ続きはまた、いずれ議論をさせていただきたいと思っております。

琉球/沖縄の状況 付属書5

沖縄県議会翁長知事の発言 ②

沖縄県議会議事録より 抜粋

<http://www2.pref.okinawa.jp/oki/Gikairep1.nsf/bf76642d1ed57158492581ed00348311/67eb5eca90e9e00149258212000bdadc?OpenDocument>

平成27年第7回沖縄県議会（定例会）

5号10月2日

○花城 大輔 失礼いたします。

自民党の花城大輔です。

通告の内容を変更して4番から質問をさせていただきたいと思います。

まずは、翁長知事、スイス・ジュネーブへの出張お疲れさまでした。

出発前の忙しい時期に自民党会派のために時間をとっていただいたことも感謝をしております。また、要請書を受け取っていただいて、この要請書には何の違和感もないと、そして何かあれば本会議で議論しましょうとおっしゃっていただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

冒頭でも申し上げましたけれども、面談した際に具志幹事長のほうからは、国連の場で我々沖縄県民が先住民として誤解を受けることのないよう注意していただきたいと。また、私のほうからは、特定の思想信条を持つ団体の主催するシンポジウムでありますから発言には注意していただきたいという旨を申し上げました。しかしながら、その際、知事からは、私は先住民という認識は今までないというコメントと、私も日本人としての誇りを持ってきたというコメントをいただいたにもかかわらず、残念ながら知事の演説、そしてサイドイベントであるNGOのシンポジウムの実態を見ますと、沖縄県民は先住民族であると発信してしまったと判断せざるを得ない状況があるというふうに思っております。

この件について知事の見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（喜納昌春） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優） お答えします。

先住民につきましては、今回沖縄県民が先住民かどうかということについて議論をしておりませんで、このことについても知事は意見を述べてないと理解しております。

今回の国連人権理事会では、国際的な人権保護や自治権拡大の視点を踏まえつつ米軍基地から派生する人権や自己決定権の問題について沖縄県の立場を訴えたところでございます。

○花城 大輔 そのようなことを聞いているのではなくて、結果として沖縄県民が先住民族だというふうに発信をされてきたという、そういう判断をせざるを得ない状況があるというふうに言っているんです。

特に、人権理事会の演説において「self-determination」という英単語を使っておられますね。今公室長笑ったんで発音が悪かったのかもしれませんが、これは直訳すれば民族の自決権を意味します。しかも一般に常用されている単語ではないそうで、先住民族であることが前提として使われる言葉、すなわち民族の自決権を意味するということであります。この対象となる人々は今回は我々沖縄県民ということになるわけですが、このことを発言して、沖縄の問題を訴えたということは、沖縄の人間が差別されている前提において沖縄県民が先住民族であるというふうに認識した上で使用したというふうになると思われます。

知事は、この英単語の意味を理解した上で使用したのかどうかお聞かせをいただきたいと思えます。

○知事公室長（町田 優） 今、議員の御指摘された部分を日本語で訳しますと、沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の状況を世界中から関心を持って見てくださいと、そういう言葉で説明しておりまして、「self-determination」につきましては、自己決定権ということの意味合いで使っているところでございます。

○花城 大輔 繰り返しになりますけれども、この民族の自己決定権ということは、我々沖縄県民が先住民族であるという前提のもとで使われているということになるんですよ。そのことについての見解を述べていただきたいというふうに質問をしているんです。

○知事公室長（町田 優） 民族というわけではなくて、沖縄の人々のと、自己決定権という趣旨で使っております。

○花城 大輔 水かけ論になりそうなので終わります。（発言する者あり）

今やじで、我々はウチナンチュドーとかと言われてはいますがけれども、当然じゃないですか。私は日本に生まれたことを幸せに思っています。そして、沖縄で生まれ育ったこと

に誇りを持っています。今、先住民族という言葉が使われている中で、その誇りが傷つけられようとしているというふうに思っているんです。だから質問しているんですよ。我々が日本人であるとか、沖縄県民であるとか、そんなことを声高に言わないといけない、そんな状況が今あるというふうに危機感を感じているんです。やじを言っている人は、何を思想として持っているのか述べていただきたいと、私思いますね。

我々が先住民族であることを認めているのか、また、我々の子や孫たちがそういった関係で先住民族扱いされることを望んでいるのか、私は聞いてみたいというふうに思っています。

では、知事に対する質問に戻ります。

結果的に翁長知事が意図したとしても、そうでなかったとしても、全世界に誤解を与えるようなメッセージを送ったことは、私は確かだと思っております。これは、翁長知事としての職務の権限を越えたものであるかどうか、見解を伺いたいと思います。

○知事公室長（町田 優） お答えします。

各国の代表や世界のNGO等あるいは多くの方々に今沖縄が置かれている状況をお伝えするというのは、知事の職務の範囲内だと考えております。

○花城 大輔 ですから、先ほどから何度も同じことを言いますけれども、そんなことを聞きたいわけじゃないんですよ。

沖縄県民が先住民族であるという誤解を発信してしまったことについての見解を聞きたいと言っているんです。

○知事公室長（町田 優） 先ほど来申し上げているとおり、知事は先住民族という言葉は使っておりませんで、国連のスピーチでも沖縄の米軍基地から派生する事件・事故、それが沖縄県民生活に大きな影響を与えている。あるいは、あらゆる手段を使って新基地建設をとめる。そういう基地問題について発言しているわけでございます。（発言する者あり）

現代沖縄人DNAの遺伝系統「日本本土に近い」

(琉球新報 2014年9月17日 10:19)

<https://ryukyushimpo.jp/news/preentry-231707.html>

琉球大学大学院医学研究科の佐藤丈寛博士研究員、木村亮介准教授、北里大学、統計数理研究所の共同研究チームが、現在の琉球列島に住む人々の核ゲノムDNAを解析した結果、遺伝的に琉球列島の人々は台湾や大陸の人々とつながりがなく、日本本土により近いという研究成果を発表した。

琉球大学が16日、発表した。また、沖縄本島から宮古、八重山諸島へ人々が移住した時期をコンピューターで計算した結果、古くても1万年前以降と推定。宮古のピンザアブ洞穴人（2万6千年前）や石垣の白保竿根田原（さおねたばる）洞穴人（2万年前）は、現代の宮古、八重山の人々の主要な祖先ではないと結論付けた。

これまで、骨や一部DNAの分析から、琉球列島の人々は中国や台湾より日本本土の人々と近いとする研究成果が発表されてきたが、今回、初めて全ゲノムを網羅した解析によって同様の結果が導かれた。今後の琉球列島の人々の起源を探る研究の一助として注目されそうだ。



集団間系統樹

研究チームは、現在の沖縄、宮古、八重山諸島出身者数百人からDNAを採取し、ヒトゲノム全域に分布する60万個の単一塩基多型（SNP）を解析した。その結果、琉球列島の人々と台湾先住民は別系統の集団で、地理的に近接する八重山諸島の人々も台湾先住民との間に直接の遺伝的つながりがないと結論付けた。

港川人についても同チームは「琉球列島の人々と漢族が分岐した年代が縄文時代以降であると推定されたことから、沖縄諸島の人々の主要な祖先ではない可能性が高いと思われる」と推測し、今後さらなる精査が必要としている。

<用語>ゲノム

親と似た性質を子に伝える「遺伝」という仕組みの元になる情報のこと。細胞の核の中に、2本一組の鎖状のDNAという分子があり、鎖には塩基という物質が並んでいる。塩基はアデニン（A）、チミン（T）、グアニン（G）、シトシン（C）の4種類で、その並び順（配列）が遺伝情報になる。配列に従って約10万種類のタンパク質や酵素がつくられ、体を形作る約60兆個の細胞の材料になったり、体の働きを制御したりする。

Japan NGO Coalition against Racial Discrimination (JNCRD)

Comfort Women and the Coomaraswamy Report

慰安婦とクマラスワミ報告

付属書 1

UNITED STATES OFFICE OF WAR INFORMATION Psychological Warfare Team
Attached to U.S. Army Forces India-Burma Theater Japanese Prisoner of War
Interrogation Report No. 49

米国陸軍インド・ビルマ戦域所属情報部心理作戦チーム情報室日本軍捕虜尋問報告第49号

Owned by and in the custody of the U.S. National Archives and Records Administration
米国国立公文書館 所蔵保管

The U.S. National Archives and Records Administration
<https://www.archives.gov/>

Classified *JMK*

UNITED STATES OFFICE OF WAR INFORMATION
Psychological Warfare Team
Attached to U.S. Army Forces India-Burma Theater.
APO 689

Japanese Prisoner of War Interrogation Report No. 49. Place interrogated: Leda Stockade Date interrogated: Aug. 20 - Sept. 10, 1944 Date of Report: October 1, 1944 By: T/3 Alex Yorichi

Prisoners: 20 Korean Comfort Girls Date of Capture: August 10, 1944 Date of Arrival at Stockade: August 15, 1944

SECRET

PREFACE:

This report is based on the information obtained from the interrogation of twenty Korean "comfort girls" and two Japanese civilians captured around the tenth of August, 1944 in the mopping up operations after the fall of Myitkyna in Burma.

The report shows how the Japanese recruited these Korean "comfort girls", the conditions under which they lived and worked, their relations with and reaction to the Japanese soldier, and their understanding of the military situation.

A "comfort girl" is nothing more than a prostitute or "professional camp follower" attached to the Japanese Army for the benefit of the soldiers. The word "comfort girl" is peculiar to the Japanese. Other reports show the "comfort girls" have been found wherever it was necessary for the Japanese Army to fight. This report however deals only with the Korean "comfort girls" recruited by the Japanese and attached to their Army in Burma. The Japanese are reported to have shipped some 703 of these girls to Burma in 1942.

RECRUITING:

Early in May of 1942 Japanese agents arrived in Korea for the purpose of enlisting Korean girls for "comfort service" in newly conquered Japanese territories in Southeast Asia. The nature of this "service" was not specified but it was assumed to be work connected with visiting the wounded in hospitals, rolling bandages, and generally making the soldiers happy. The inducement used by these agents was plenty of money, an opportunity to pay off the family debts, easy work, and the prospect of a new life in a new land - Singapore. On the basis of these false representations many girls enlisted for overseas duty and were rewarded with an advance of a few hundred yen.

The majority of the girls were ignorant and uneducated, although a few had been connected with "oldest profession on earth" before. The contract they signed bound them to Army regulations and to work for the "house master" for a period of from six months to a year depending on the family debt for which they were advanced

SECRET

DECLASSIFIED BY: JAD
JCS DECLASSIFICATION RECORDS

DATE: 1973

ND-97
①

210207
8101

Approximately 800 of these girls were recruited in this manner and they landed with their Japanese "house master" at Rangoon around August 20th, 1942. They came in groups of from eight to twenty-two. From here they were distributed to various parts of Burma, usually to fair sized towns near Japanese Army camps. Eventually four of these units reached the Myitkyina vicinity. They were; Kyoel, Kinsui, Bakushiro, and Momoya. The Kyoel house was called the "Maruyama Club", but was changed when the girls reached Myitkyina as Col. Maruyama, commander of the garrison at Myitkyina, objected to the similarity to his name.

PERSONALITY:

The interrogations show the average Korean "comfort girl" to be about twenty five years old, uneducated, childish, whimsical, and selfish. She is not pretty either by Japanese or Caucasian standards. She is inclined to be egotistical and likes to talk about herself. Her attitude in front of strangers is quiet and demure, but she "knows the wiles of a woman." She claims to dislike her "profession" and would rather not talk either about it or her family. Because of the kind treatment she received as a prisoner from American soldiers at Myitkyina and Ledo, she feels that they are more emotional than Japanese soldiers. She is afraid of Chinese and Indian troops.

LIVING AND WORKING CONDITIONS:

In Myitkyina the girls were usually quartered in a large two story house (usually a school building) with a separate room for each girl. There each girl lived, slept, and transacted business. In Myitkyina their food was prepared by and purchased from the "house master" as they received no regular ration from the Japanese Army. They lived in near-luxury in Burma in comparison to other places. This was especially true of their second year in Burma. They lived well because their food and material was not heavily rationed and they had plenty of money with which to purchase desired articles. They were able to buy cloth, shoes, cigarettes, and cosmetics to supplement the many gifts given to them by soldiers who had received "comfort bags" from home.

While in Burma they amused themselves by participating in sports events with both officers and men; and attended picnics, entertainments, and social dinners. They had a phonograph; and in the towns they were allowed to go shopping.

PRICE SYSTEM:

The conditions under which they transacted business were regulated by the Army, and in congested areas regulations were strictly enforced. The Army found it necessary in congested areas to install a system of prices, priorities, and schedules for the various units operating in a particular area. According to interrogations the average system was as follows:

~~SECRET~~

ND-97
②

- | | | | |
|-------------|---------------|----------|------------------|
| 1. Soldiers | 10 AM to 5 PM | 1.50 yen | 20 to 30 minutes |
| 2. NCOs | 5 PM to 9 PM | 3.00 yen | 30 to 40 minutes |
| 3. Officers | 9 PM to 12 PM | 5.00 yen | 30 to 40 minutes |

These were average prices in Central Burma. Officers were allowed to stay overnight for twenty yen. In Myitkyina Col. Maruyama slashed the prices to almost one-half of the average price.

SCHEDULES:

The soldiers often complained about congestion in the houses. On many occasions they were not served and had to leave as the army was very strict about overstaying leaves. In order to overcome this problem the Army set aside certain days for certain units. Usually two men from the unit for the day were stationed at the house to identify soldiers. A roving MP was also on hand to keep order. Following is the schedule used by the "Kyoel" house for the various units of the 18th Division while at Maymyo:

Sunday	-----	18th Div. Hdqs. Staff
Monday	-----	Cavalry
Tuesday	-----	Engineers
Wednesday	-----	Day off and weekly physical exam.
Thursday	-----	Medics
Friday	-----	Mountain artillery
Saturday	-----	Transport

Officers were allowed to come seven nights a week. The girls complained that even with the schedule congestion was so great that they could not care for all guests, thus causing ill feeling among many of the soldiers.

Soldiers would come to the house, pay the price and get tickets of cardboard about two inches square with the price on the left side and the name of the house on the other side. Each soldier's identity or rank was then established after which he "took his turn in line". The girls were allowed the prerogative of refusing a customer. This was often done if the person were too drunk.

PAY AND LIVING CONDITIONS:

The "house master" received fifty to sixty per cent of the girls' gross earnings depending on how much of a debt each girl had incurred when she signed her contract. This meant that in an average month a girl would gross about fifteen hundred yen. She turned over seven hundred and fifty to the "master". Many "masters" made life very difficult for the girls by charging them high prices for food and other articles.

In the latter part of 1943 the Army issued orders that certain girls who had paid their debt could return home. Some of the girls were thus allowed to return to Korea.

The interrogations further show that the health of these girls was good. They were well supplied with all types of contraceptives, and often soldiers would bring their own which

~~SECRET~~

ND-97
③

had been supplied by the army. They were well trained in looking after both themselves and customers in the matter of hygiene. A regular Japanese Army doctor visited the houses once a week and any girl found diseased was given treatment, secluded, and eventually sent to a hospital. This same procedure was carried on within the ranks of the Army itself, but it is interesting to note that a soldier did not lose pay during the period he was confined.

REACTIONS TO JAPANESE SOLDIERS:

In their relations with the Japanese officers and men only two names of any consequence came out of interrogations. They were those of Col. Maruyama, commander of the garrison at Myitkyina, and Maj.Gen. Mizukami, who brought in reinforcements. The two were exact opposites. The former was hard, selfish and repulsive with no consideration for his men; the latter a good, kind man and a fine soldier, with the utmost consideration for those who worked under him. The Colonel was a constant habitue of the houses while the General was never known to have visited them. With the fall of Myitkyina, Col. Maruyama supposedly deserted while Gen. Mizukami committed suicide because he could not evacuate the men.

SOLDIERS' REACTIONS:

The average Japanese soldier is embarrassed about being seen in a "comfort house" according to one of the girls who said, "when the place is packed he is apt to be ashamed if he has to wait in line for his turn". However there were numerous instances of proposals of marriage and in certain cases marriages actually took place.

All the girls agreed that the worst officers and men who came to see them were those who were drunk and leaving for the front the following day. But all likewise agreed that even though very drunk the Japanese soldier never discussed military matters or secrets with them. Though the girls might start the conversation about some military matter the officer or enlisted man would not talk, but would in fact "scold us for discussing such un-lady like subjects. Even Col. Maruyama when drunk would never discuss such matters."

The soldiers would often express how much they enjoyed receiving magazines, letters and newspapers from home. They also mentioned the receipt of "comfort bags" filled with canned goods, magazines, soap, handkerchiefs, toothbrush, miniature doll, lipstick, and wooden clogs. The lipstick and clogs were definitely feminine and the girls couldn't understand why the people at home were sending such articles. They speculated that the sender could only have had themselves or the "native girls" in mind.

REACTION TO THE MILITARY SITUATION:

It appears that they know very little about the military situation around Myitkyina even up to and including the time of

~~SECRET~~

ND-97
(4)

their retreat and capture. There is however some information worth noting:

* "In the initial attack on Myitkyina and the air strip about two hundred Japanese died in battle, leaving about two hundred to defend the town. Ammunition was very low.

"Col. Maruyama dispersed his men. During the following days the enemy were shooting haphazardly everywhere. It was a waste since they didn't seem to aim at any particular thing. The Japanese soldiers on the other hand had orders to fire one shot at a time and only when they were sure of a hit."

Before the enemy attacked on the west air strip, soldiers stationed around Myitkyina were dispatched elsewhere to stem the Allied attack in the North and West. About four hundred men were left behind, largely from the 114th Regiment. Evidently Col. Maruyama did not expect the town to be attacked. Later Maj. Gen. Mizukami of the 56th Division brought in reinforcements of more than two regiments but these were unable to hold the town.

It was the consensus among the girls that Allied bombings were intense and frightening and because of them they spent most of their last days in foxholes. One or two even carried on work there. The comfort houses were bombed and several of the girls were wounded and killed.

RETREAT AND CAPTURE,

The story of the retreat and final capture of the "comfort girls" is somewhat vague and confused in their own minds. From various reports it appears that the following occurred: on the night of July 31st a party of sixty three people including the "comfort girls" of three houses (Baka-shinro was merged with Kinsui), families, and helpers, started across the Irrawaddy River in small boats. They eventually landed somewhere near Waingmaw. They stayed there until August 4th, but never entered Waingmaw. From there they followed in the path of a group of soldiers until August 7th when there was a skirmish with the enemy and the party split up. The girls were ordered to follow the soldiers after a three hour interval. They did this only to find themselves on the bank of a river with no sign of the soldiers or any means of crossing. They remained in a nearby house until August 10th when they were captured by Kachin soldiers led by an English officer. They were taken to Myitkyina and then to the Leda stockade where the interrogations which form the basis of this report took place.

PROPAGANDA:

The girls know practically nothing of any propaganda leaflets that had been used against the Japanese. They had seen a few leaflets in the hands of the soldiers but most of them were unable to understand them as they were in Japanese and the soldiers refused to discuss them with the girls. One girl

~~SECRET~~

ND 97
(5)

remembered the leaflet about Col. Maruyama (apparently it was Myitkyina Troop Appeal), but she did not believe it. Others heard the soldiers discussing leaflets from time to time but no tangible remarks resulted from their eavesdropping. However it is interesting to note that one officer expressed the view that "Japan can't win this war".

REQUESTS:

None of the girls appeared to have heard the loudspeaker used at Myitkyina, but they did overhear the soldiers mention a "radio broadcast".

They asked that leaflets telling of the capture of the "Comfort girls" should not be used for it would endanger the lives of other girls if the Army knew of their capture. They did think it would be a good idea to utilize the fact of their capture in any droppings planned for Korea.

ND-97
⑥

~~SECRET~~

APPENDIX "A"

Following are the names of the twenty Korean "comfort girls" and the two Japanese civilians interrogated to obtain the information used in this report. The Korean names are phoneticized.

<u>NAME</u>	<u>AGE</u>	<u>ADDRESS</u>
1. Shin Jyun Nini	21	Keishonando, Shinshu
2. Kak Yonja	28	" Sanzenpo, Yumai
3. Pen Yonja	26	" Shinshu
4. Chinga Chunto	21	Keishohokudo, Taijyu
5. Chun Yonja	27	Keishonando, Shinshu
6. Kim Manju	25	Keishohokudo, Taijyu
7. Kim Yonja	19	" "
8. Kim Kenja	25	Keishonando, Hosen
9. Kim Senni	21	" Kumboku
10. Kim Kun Sun	22	" Taijyu
11. Kim Chongi	26	" Shinshu
12. Pa Kija	27	" "
13. Chun Punyi	21	" Keison Sun, Koyanen Iur-
14. Koko Sunyi	21	" Kenjo, Sekiboku So, Kyu Kuri
15. Yon Muji	31	Heiannando, Keijo
16. Opu Ni	20	" "
17. Kin Tonhi	20	Keikido, Keijo
18. Ha Tenyo	21	" "
19. Oki Song	20	Keishohokudo, Taijyu
20. Kim Guptoge	21	Zonranando, Koshu

Japanese Civilians:

1. Kitamura, Tomiko	38	Keikido, Keijo
2. " Eibun	41	" "

ND-97
⑦

Japan NGO Coalition against Racial Discrimination (JNCRD)

Comfort Women and the Coomaraswamy Report

慰安婦とクマラスワミ報告

付属書 2

Military Intelligence Service Captured Personnel & Material Branch

Composite Report on Three Korean Navy Civilians,

List. 76, Dated 28 Mar 45, Re “Special Questions on Koreans.”

米国陸軍インテリジェンス民間韓国人捕虜尋問報告書リスト 76 1945年3月28日

Owned by and in the custody of the U.S. National Archives and Records Administration

米国国立公文書館 所蔵保管

The U.S. National Archives and Records Administration

<https://www.archives.gov/>

SECRET

**MILITARY INTELLIGENCE SERVICE
CAPTURED PERSONNEL & MATERIAL BRANCH**

of Report: 24 April 1945.
Date of Interrogation: 11 April 1945.
Serial Nos and Rank: 4LJ-1150, Civilian, *LEE, Bok Do*
14J-185, Civilian, *PAIK, Song Hun*
4LJ-393, Civilian. *HANG, Ki Nam*

WME

By: Lt. Wilson

COMPOSITE REPORT ON THREE KOREAN NAVY CIVILIANS,
LIST NO. 78, DATED 28 MAR 45, RE "SPECIAL QUES-
TIONS ON KOREANS."

1538

PREAMBLE

The general anti-Japanese feeling of these Koreans is the same as almost all of some 100 Korean PW questioned by the interrogator. It is probable that some Koreans are opportunists but these 3 appear to be very sincere in their statements which may be considered reliable. A separate report will be made on one PW; the other two are not worth further interrogation.

QUESTIONNAIRE

This report is based on "Interrogations of Koreans", List No. 78 of 28 Mar 45. Paragraph numbers correspond to question numbers in this list.

2. Koreans in Local Government:

a. The village headman is always a Korean. He is an elderly man elected by the villagers for his honesty and leadership. The Japanese make no attempt to control the election.

b. Offices held in Korean political divisions:

(a) "Myon" (township) most offices are held by Koreans. Two out of 10 may be Japanese.

(b) "Gun" (county) offices are usually held by Koreans. In Cholla Pukto (Zemra-hokudo) there are 14 "Gun", 9 of which, in 1942, were headed by Koreans, appointed by the Japanese Government (No details).

(c) "Up" (town) offices are held by both Japanese and Koreans depending on the predominance of the population.

(d) "Pu" (city) is always headed by a Japanese but other positions in the city may be held by Koreans.

The governors of "Do" (provinces) are predominately Japanese. In 1942 the governors of Cholla Puk To (Zemra-hokudo), Chungchong Pukto (Chusei-hokudo), Kangwon Do (Kogendo), and Hwanghae Do (Kokaido) were Koreans, the others Japanese.

(e) Since

c. Since 1940 no change has been noted in the number of Koreans holding government positions.

38

SECRET

24 April 1945.

3. Korean men have been conscripted to work in Japan since 1942. They are notified by the Myun (township) office. 300 to 1,000 men would be conscripted and shipped to Japan at one time. It is not known how often these shipments took place. In one village of 93 houses 30 men were conscripted in two years time (1942-44). Though conscription is for a period of two years, it is believed that many are kept for 3 years or longer. One PW who lived in Japan had many personal contacts with Koreans working in coal and iron mines, and building airfields. They were always required to do the worst type of work such as was found in the deepest and hottest part of a mine.

Men working at the coal mines received ¥ 3.50 per day out of which ¥ 0.10 was put in postal savings. They were given food and quarters. There was no provision made for the care of families of conscripts. The men would send what money they could save to their homes. At the Chinnai, Karafuto, coal mines native and Japanese laborers earned ¥ 7.00 to ¥ 24.00 per day but conscripts were given fixed rages. Correspondence was permitted but all mail was censored.

The treatment of these Koreans is worse than that given Allied POW. The prisoner who lived in Japan assisted 3 Koreans to escape from a coal mining camp near Yoshima, Fukushima Ken, at which 500 conscripts were working. One of these he took to Akira to work in a coal mine, but was apprehended through his letters to his family. He was taken back to Yoshima, tortured for 15 days and then imprisoned at Taira. The other two were never caught.

4. Koreans have not been allowed to migrate to North China, Manchuria, or Japan since 1942. One PW said that Koreans are conscripted to work in Manchuria, the other two said that no conscripts were sent to Manchuria.

5. Any one refusing to be conscripted is imprisoned and his family deprived of food.

6. Employees of plants producing war materiel must carry a pass bearing their photograph and signature.

7. Farmers are allotted 2 go, 5 shaku, and office workers 2 go, 4 shaku of rice per day. Before the harvesting of a crop it is inspected by a government official who estimates the yield and deducts the year's allotment for the farmer and family. The remainder must be sold to the government agent. If the crop is better than estimated, the farmer is lucky and will hide the extra rice but if it is below the estimated amount he must meet the requirement from his own allotment.

8. Koreans are very resentful because they believe that the Japanese farmers are not rationed. Although the farmers are half starved they still work just as hard. Due to little rain the 1942 rice crop in Challa Fukto (Zenra-hokudo) was very poor. For the same reason the 1945 crop was only a little better. Since 1941 all crops have been below average because of the complete absence of commercial fertilisers. There has been no crop land left untended because of shortage of labor. Women and children do more farm work than they did before the war. Villagers all pitch in and help wherever needed.

In the southern provinces of Korea, the farmers are required to put one-half of the cultivated land, excluding rice plots, into cotton. Inspectors estimate the probably yield. This must be met by the farmer, borrowing from someone with a surplus if necessary.

SECRET24 April 1945.

9. Peasants are not required to carry identification cards; (no information on other classes) however, a personal history of every individual is kept in the "Myon" office.

10. Two PsW, farmers, who left Korea in 1942 and 1944 respectively had not seen ration tickets of any type. (The other PW lived in Japan from 1935). Request for purchase of clothing was made direct to the "Myon" office. Food was allotted out of their own crops.

11. In April 1944, a law was passed forbidding Koreans to travel over 100 km on any vehicle without a permit from the police. Pedestrians are not controlled. Citizens are subject to inspection by government officials in their homes at any time. Inspections are not made very often but when they are, full account must be made of every one in the household. In 1943 the home of one PW was inspected twice for sanitary conditions. There is a curfew for everyone at 10. Anyone found out of their homes after that will be arrested. Blackouts are enforced occasionally. Sirens within hearing distance of all villages are used for warning.

12. PW from the vicinity of Chonju (Zenshu), Cholla Pukto (Zenro Hokudo) knew a number of men who were given military training under the so-called "Volunteer System" which was first set up in 1938.

From 1938 six and one-half months basic training was given at Kyungung (Keijo) or Nanan (Nanan). Training was separate from Japanese but by Japanese NCOs. After the basic, volunteers were given 2 or 3 months furlough and then assigned to combat units. Koreans were always well dispersed among the Japanese troops. Ability to speak Japanese and at least 2 years education was required before being accepted for training.

13. Pre-conscription Japanese language training schools are set up in each "Myon" (township). Students would attend 3 or 4 hours every day for about 1 year.

14, 15. PsW left Korea before the conscription law went into effect; therefore, knew little about it. They have heard of Koreans who fled from this and law of conscription but could give no names. Natives of Northern Korea have more of a tendency to rebel against such laws than those in the south.

16. PsW knew of the "Tonari Gumi" but had not heard of such organizations in Korea.

17. The war has brought about no noticeable change in the percentage or position of Koreans working on railroads. Conductors, railroad engineers, or any other job with the exception of station master may be held by Koreans.

18. All Korean prostitutes that PsW have seen in the Pacific were volunteers or had been sold by their parents into prostitution. This is proper in the Korean way of thinking but direct conscription of women by the Japanese would be an outrage that the old and young alike would not tolerate. Men would rise up in a rage, killing Japanese no matter what consequence they might suffer.

19. Older Koreans who lived in the days of Korean independence invariably hate the Japanese. While some younger men who have attended Japanese schools are outwardly pro-Japanese; many of them are most outspoken in their feeling against the Japanese rule.

SECRET24 April 1945.

20. All POW state that they were forcibly conscripted.

21. Although the Koreans dislike the effect that the war has had on them, many have hopes that it will eventually lead to their independence. Their attitude toward Japan is that of tolerance.

It is generally believed that Russia will get into the war against Japan. One prisoner is definitely pro-Russian and would like to see a communistic form of government in Korea.

China is considered a weak nation incapable of handling its own problems, much less those of Korea. Most Koreans look to America for their liberation.

22. Koreans in the Pacific Islands receive very cruel treatment from the Japanese. All prisoners know of civilian laborers who were killed by Japanese soldiers for fear that they would give themselves up to the Allies. PW, captured on Tinian, saw 3 women, two with babies strapped on their backs, headed for the American lines. A lieutenant hiding in the same cave as PW killed them all for security reasons. PW felt certain that he would have been killed if it had been known that he was Korean.

23. Prisoners all heard, while in Hawaii, of United Nations pledge, that in due course there would be an "Independent Korea". It is not known whether this information has been received in Korea.

24. All prisoners were emphatic in their belief that all Koreans would jump at the chance to fight Japan. Those apparently loyal to Japan would quickly change their tune if it were once known that Japan was going to lose the war. Prisoners from southern Korea state that the southerners are more passive and would be less likely to take an active part in fighting the Japanese. Independence movements have usually originated from the more active, free-thinking people of the north. The three prisoners would welcome the opportunity to receive military training and then fight the Japanese. They feel that they would be best suited for guerrilla warfare.

25. There is no resentment against Koreans holding official positions. Individuals may be disliked but it is generally felt that as a whole they should retain their position in any future government of Korea.

26. One prisoner is of the opinion that all Japanese should be removed from Korea. "A Japanese is always a Japanese at heart" and in case of future troubles with Japan any remaining would be a detriment to Korea.

Other prisoners felt that only high officials should be removed. Koreans in Japan would counterbalance the Japanese in Korea.

27. Prisoners believe that Korea should be governed temporarily by United Nations representatives. This would be accepted by all Koreans. Straight American government would be acceptable to many but any other single nation would be met with opposition.

28. Village government would operate normally and without help if the country were under United Nations control. There are an average of 60 police in each kun, 50% of whom are Koreans. It is felt that this percentage could maintain satisfactory control over their country until a larger police force could be trained.

SECRET

24 April 1945.

29. Yo, Un Hyung (Lo, Un Kyo) (呂雲享), is known to be an active member of the Korean Independence Movement. He lived in Kyongsung (Keijo) in 1942. Other details could not be given.

30. One prisoner had heard of a Korean Communist Leader who worked in Japan in 1943. The only name known was Kim (Kanamoto).

SECRET